

議 事 録

平成27年第3回定例会

[一般質問]

平成27年9月8日（火）

再 開	
議 長	皆さんおはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 1番 深野良二議員
深野議員	9月議会の一般質問のトップバッターであります。しっかりとがんばっていきたいと思います。 質問に入る前に、最近、筑前町の中学校を卒業した高校生たちの活躍には、筑前町の町民の1人としてうれしく思いますし、誇りに思います。 そんな高校生たちや現在筑前町の中学校、小学校に通う子どもたちのことを思いながら、通告に基づいて発言をさせていただきます。 まず、初めに高等学校等就学支援金制度について、中学校での周知についてご質問させていただきます。 昨年4月から高等学校授業料無償化の制度が、新たに所得制限が設けられ、高等学校等就学支援金という制度が導入されました。この制度では公立、私立を問わず高校等の授業料の支援として、一定の基準額未満の世帯に就学支援金として、保護者が支払う授業料相当分を国が、県やその学校に支払うようになっております。本来なら高校授業料無償化の理念のように、これからの日本を担うすべての若者たちの教育費は、国や社会が保障するという考え方が後退したことは、極めて残念でございます。 いずれにしても、公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育負担に大きな格差があることや、低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいなどの課題があります。だからこそこの制度も、必要とする家庭が活用できるような手立てが必要だと思います。 しかし、これまでもそうであったように、新たな制度に変わったときは、その周知が大変重要になると考えます。 例えば、学力が十分に保障されてなかった保護者が要るということを意識していただきたいということです。 書類が読めない、読めても何かが書いているか分からない、また書類が書けない、何を書いていいのかわからない保護者にとっては、申請書類を添えることが負担になり、申請できない結果に繋がる可能性があります。 また、多様な生活課題もあります。厳しい労働条件で、説明会や申請のための休みが簡単に取れない保護者、様々な条件で外へ出ることが難しい保護者もいます。 これらの保護者や家庭こそが今回の制度を最も必要とする家庭なのですが、なかなか申請に繋がらない現状があります。 このような厳しい背景を持つ家庭の状況を、入学したての子どもの家庭環境を、高校の先生は知りません。だから、保護者も気軽に相談ができません。それを一番把握しているのは中学校の先生です。 私が危惧をしているのは、保護者向けの文部科学省のチラシや県からのチラシを保護者に配布していたら、それで終わりと思っている中学校の先生方が要るかもしれないということです。 それは中学校の管理職や先生たちの中に、支援金制度は高校の問題、高校に入学し

	てから説明があるはずだからという、安易な意識があるという指摘があるからです。 このような事態を招かないためには、保護者の実態に応じた保護者が理解できるような丁寧な事前の指導が中学校では必要と考えますし、中学校の先生方がそのような意識になるような働きかけが必要ではないかと思います。 そこで最初にお尋ねいたしますが、就学支援金制度については、各中学校を通し、高校で予定されている制度の内容や手続きなどについて、事前に教育委員会から各中学校へ丁寧な指導を行う必要があると考えますが、現時点での取り組みの状況はどのようなになっているのでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	おはようございます。 それでは、お答えいたします。 平成26年度の本町の中学校卒業生は、奨学金、支援金とは少し違うかもしれませんが、奨学金を46人が受けておりまして、ほとんどが福岡県高等学校奨学金となっております。今年は、現在22人が申し込みをしているところです。 保護者への説明でございますが、5月の保護者合同進路説明会で、全員に奨学金の一般的な説明を行い、さらに7月に保護者を含む面談で、対象者に種類や手続き等の具体的な説明をしたのち、8月末に申し込み締め切りを設定しています。 教育委員会といたしましては、奨学金並びに高等学校就学支援金の手続きに遺漏の内容に、懇切丁寧に説明するように指導しております。 ちなみに高等学校等就学支援金という、これは県が作っているパンフレットだと思うんですけど、こういうものに基づいて説明しているところでございます。 以上、終わります。
議 長	深野議員
深野議員	課長の答弁で、指導しているということは分かりますが、文部科学省が作成した中学校の保護者用向けのチラシを見ましたが、文章が読み慣れた人でも、様々な申請手続きに慣れた人でも、その文部科学省のチラシは分かりにくいという感想をですね、持ってらっしゃる方々がたくさんおられましたし、県の担当者、中学校の先生もおっしゃってありました。 部落解放同盟福岡県連合会や福岡県人権・同和教育研究協議会、また朝倉地区進路保障協議会をはじめ、県内のいくつかの同和教育研究団体も、保護者向けの独自の分かりやすいチラシや資料を作成、配布し、その周知に努力をいただいておりますが、まだまだ厳しい実態があります。 この制度は、今年も新たに高校1年生になる家庭の8割程度が、8割程度の家庭が対象になり、多くの保護者が申請すると思われます。 行政としても実態把握と細やかな、そして丁寧な取り組みが必要だと痛感をしています。 そこで歳出もさせていただきますが、1つ目は書類の問題です。 この制度では、市町村民税所得割額が304,200円以下の世帯が対象になります。申請をするには、申請書と所得を証明するものがが必要です。 例えばその申請者の中に、保護者が1人の場合、または親権者、もしくは未成年後見人の一部に、別紙に該当する保護者がいる場合という表現の箇所があり、その理由を書かなければなりません。 この文章の理解もさることながら、別紙に書いてある該当項目も素人では理解できないような文章です。私にもわかりません。高校に入って間もない、初めて目にする保護者が戸惑うのは当然だと思います。 中学校段階で事前にどのような書類が配られているのかが分かっていたら、また制

	度の内容について説明があれば、疑問点や理解できないところを、担任や進路の先生に気軽に尋ねられるのではないかと思います。 県や国から資料が来るのを待つのではなく、今度高校で配布される予定の記入例を付けた申請書類を、事前に中学校に配布するよう県の教育委員会に求めたり、また町として中学校と相談をしながら、独自の分かりやすい資料や筑前町独自の奨学金ガイドブックを作成し提供したりするなど、分かりやすい説明をするために工夫を、ぜひ、していただきたいと思います。 また、奨学金ガイドブックは複雑化している就学支援の制度に加えて、高校での費用がどのくらいかかるのか、公立、私立で金額は違ってくるかと思いますが、具体例として、おおよそ公立高校では何十万かかります。私立ではおおよそこのくらいの金額がかかりますと、保護者に中学校に上がった段階で配布をすれば、保護者も子どもを高校に進学させるためには、これだけの費用が必要と意識づけになるとと思います。 ぜひ、教育委員会でも検討して、保護者が悩まないように、奨学金ガイドブックの作成をしたらどうかと思います。 2つ目は、証明書の交付の問題です。 申請するには課税証明書が必要になります。前々年課税証明書を役場で取らなければなりません。もちろんその費用の負担を軽減するために、6月に送られてきている税額決定通知書及び納税通知書のコピーも認められています。 しかし、一体どれほどの家庭が、その税額決定通知書及び納税通知書を保管しているのでしょうか。 例えば、4月から小学3年生になる子どもがいる家庭に、来年中学3年生になるお子さんがいる家庭は、今年6月頃送られてくる税額決定通知書及び納税通知書は、お子さんが高校に入学してから必要になりますので、大切に保管をしてくださいということを中学校から周知をしておく、または役場から郵送されるときに、そのようなメモを同封しておくなど配慮をすれば、そのときになって慌てる必要はなく、保護者に安心を提供できるのではないかと思います。 さらには、課税証明書を取らなければならない場合、ただでさえ年度初めは税務課の職員の方は、その作業で多忙になる時期でございますから、窓口で丁寧な説明ができる余裕がないかもしれません。 そのことを想定して、福岡市をはじめ県内のいくつかの自治体は、高等学校等就学支援金申請用と書いた専用の交付申請書を作成して、中学校に配布をしています。 これに書いて窓口に出せば、何の説明の必要もなく、交付してくれるというシステムを作っています。 このようなことも保護者への安心材料になるのではないかと思います。 来年度に向けまして、このような方策を検討していただきたいと思いますので、その考えについてお聞きいたします。
議 長	教育課長
教育課長	現場の詳しい内容を、私、把握しておりません。申し訳ありませんけども、そういうことで、現時点での考え方を申し上げたいと思います。 議員ご質問の、新たなガイドブックの作成についてでございます。 高等学校就学支援金をはじめ各奨学金制度につきましては、それぞれにガイドブックがあり、各中学校から意見を聴取いたしましたところ、これ以上の作成はどうかと、また、たくさん作ることが複雑多様化することになり、現状で十分であるという回答であるというから、現段階では新たなガイドブックの作成は考えておりません。 しかしながら議員ご指摘の、内容の分かりにくさ等につきましては、担当の先生とも協議も必要かなというふうに考えております。 しかしながら、多くのガイドブックを作ることは、かえって混乱を招く場合もあり

	ます。嘘の、間違ったガイドブックを作ると大変なことになるという、変な危惧もしているところでございます。 2つ目の質問での、証明書の件でございますけども、証明書を発行する税務課との協議も必要かとも思いますけれども、納税通知書の中にすべての住民の方に、その内容を同封することは困難であると思います。また、それは必要ないと思います。 今、議員ご指摘の中学校に対する保護者への通知と言いますか、そういったものが、非常に便利であればですね、考えたいと考えております。 また、他の自治体のですね、そういうものがあれば情報を収集し、もし議員がお持ちであれば、その資料をいただければと思います。以上でございます。
議 長	深野議員
深野議員	今、課長の答弁で、ガイドブックの件もですね、複雑化しているのは分かります。ただ、奨学金制度自体がですね、今、本当に保護者が、どの奨学金を活用すればいいのかということで、もう複雑化しているので、そのガイドブックの作成についても、もう1度検討していただきたいと思いますし、その証明書の問題についても、窓口と対応して、中学校からの周知がいいかと思います。 そういったシステムのことも研究していただいて、ぜひ検討していただきたいと思っています。 私は、この社会のですね、未来を担う子どもたちが授業料の滞納など、経済的理由でですね、高校進学、就学を断念することがないように、ぜひですね、先ほどの問題の検討をお願いしておきたいと思います。 それでは、続いて、質問項目の3のですね、福岡県教育文化奨学財団の奨学金制度の、対応されなかった子どもたちについて質問をいたします。 現在の福岡県教育文化奨学財団の奨学金は、生活保護基準の2.4倍以下まで予約募集をされております。 昨年度も朝倉地区で132名が申請をしていますが、県も財政難で、現実的には114名の採用しかなく、18名が奨学金が借りれないという状況がありました。 そこで困るのは、以前は生活保護基準の2.4倍まで予約募集をして、ほとんどの子どもたちが対応をされていました。しかし、近年は奨学金の対応者も増加して、2.4以下の基準を満たしているにもかかわらず、奨学金が対応できないで困難を抱えている家庭が出ているという現状があります。 また、高等学校等就学支援金については、福岡県奨学給付金制度が昨年の7月から新設されました。これは、福岡県の事業として創設され、それに対し国が補助をするという事業ですが、国の補助率が3分の1なので福岡県でも財政的に厳しい中での創設だったと思っています。 しかし、この創設後は、支給金が出るならば奨学金制度は不要ではないかという声を聞きます。ところが、この支給金は修学旅行経費相当という考え方が基本になっています。修学旅行費がこれまで賄えたとしても、この他にも教科書や教材費、課外費、検定費、模擬試験料、通学に関わる経費などを払わなくてはなりません。これらの経費が経済的に厳しい家庭の大きな負担になっているのが現状です。 経済的に生活困窮者を支援するためには、現在の県の奨学金はもちろん、筑前町独自の高校奨学金制度、奨学支援制度も縮小、後退することなく、維持することが必要だと考えます。今後どのようにされていくのか、お尋ねいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 学ぶ意欲と能力がありながら、経済的な理由により学業を断念することがないように、国、県の奨学金制度に加えて、本町でも高等学校等奨学金制度を設けております。

	この制度は平成17年度より始まり、これまで57名の小学生へ貸付を行っております。経済状況の変化に伴い、年々対応者数も増加しておりますので、平成26年度より予算も増額をして対応をさせていただいております。 また、条例の支給基準に該当する方については、これまでも予算の枠内、予備費充用等において、対応が取れている状況でございますので、現在拡充等については考えておりません。 なお、家計状況が急変した場合については、日本学生支援機構の緊急採用、応急採用が制度としてございますので、その周知について勤めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	深野議員
深野議員	町の奨学金制度ですね、があるのは私も知っています。 私はですね、子どもたちの支援のための奨学金は、様々な家庭状況を想定して対応していかなければならないと思っています。 例えば高校でもですね、スポーツや文化活動とかで、練習試合とか講演や演奏会など諸経費が必要な家庭もあると思います。そういった子どもたちがのびのびと活動できるための奨学金制度を創設するとか、現在の奨学金には所得制限があるかと思います。その所得制限を、先ほど私が言ったような、スポーツとか文化的に本当にがんばっている子どもたち、そういったところで費用はかかっている子どもたちの家庭に対応するような奨学金制度をつくるかという工夫が必要と考えますが、教育委員会としてはどのように思いますか、お尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	制度の拡充も含めてかと思えますけれども。 筑前町の現在の高等学校奨学金貸付制度につきましては、生活補助設定基準の1.5倍という所得制限を大きく設けております。その中で運用しておりまして、今、教育長が申しましたように、予算が足りなければ予備充用も行っているところでございます。 なお、スポーツとかある分野でのことでございますけれども、他に民間の、町が事務室をしております倉掛奨学会というのもございます。 この件につきましても、所得制限を詳しくまで設けておりませんので、そちらでの対応もあろうかと考えております。 現時点での、そういう新しい制度についての考えは持ちません。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	新たな制度は考えてないということですが、筑前町からですね、中学校を卒業して高校に行って、本当にスポーツとかで、特にスポーツとか、一番僕は今までの子どもたちの現状を見て思うんですが、スポーツとかでがんばってですね、やっぱり練習試合とかいろいろな対抗試合とか、遠いところに行くのが多い家庭があるわけですね。 そういったところで、やはり自分ところが学校に通うだけの奨学金は借りなくていいけど、やっぱり諸々の諸経費がいるときに、やっぱりお金が必要だというような家庭があるわけです。そういった家庭を見据えて、そういったところはですね、高校の子どもたちの実態を見れば分かると思いますので、そういったところを見据えての奨学金制度を創設するとかですね、今の奨学金制度に、そういったスポーツとか文化活動でがんばっている子どもたちには、その所得制限を設けないとかですね、そういったところを付け加えて、子どもたちが学校に本当に通えるような、奨学金制度を、僕は作っていただきたいと思っています。 私は、子どもたちが、この人権が尊重された社会の1つのバロメーターは、やっぱ

	り子どもたちが夢や希望を持っていることだと、私は思っています。 子どもたちが学校に行けないのは終わりにしようと演説して、ノーベル平和賞最年少受賞者のマララ・ユスフザイさんの言葉は、経済的や環境の違いはあるかもしれませんが、子どもの貧困率の１６％のですね、日本にも当てはまるということを最後に訴えさせていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。
議 長	これで、１番 深野良二議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 １０時３５分から再開します。 （１０：２４）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１０：３５）
議 長	１１番 福本秀昭議員
福本議員	通告に従いまして、２点ほど、いじめ問題、次に通学合宿の２点について、順次質問をさせていただきます。 まず、いじめ問題につきましては、昨年の議会において、いじめ事案の報告を受けたわけです。わが町での学校においてのいじめ防止対策は、十分対応されているのか、現時点のその実態について、お答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	本町は、過去にたいへん辛く悲しい経験をしております。二度と起こしてはならないとの危機意識は、教育委員会と学校現場で共有しております。 いじめ問題の対応は、安心・安全を根幹とする学校教育にとっての最重要課題と捉えております。教育委員会といたしましては、いじめ防止対策推進法に基づきながら、筑前町いじめ対策基本方針を作成しているところです。 各小中学校でも本町の基本方針を踏まえ、いじめ防止基本方針を定め、それに則り組織的に対応するとともに、日常の教育活動の中で居場所づくりや絆づくりに努めているところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	今、課長からご答弁いただきました、いじめ基本方針という協議の機関を設けてあるかと思います。これの構成についてお答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	町が設置しておりますいじめ対策委員会についてでございますけども、各学校長、学校の担当者、ＰＴＡ、教育委員、それぞれの保護者代表者等でございます。
議 長	福本議員
福本議員	基本方針は、それぞれの団体から構成されての対策会議だというふうに認識いたしましたところですが。 いじめによる児童生徒の自殺が後を絶たない現在、わが町も合併の、課長が申されておりましたように、１８年の１０月に悲しい出来事が発生いたしましたわけです。 さらに今年にあたっては岩手県において、いじめによる、これははっきり判明した形でいじめによる自殺ということで発生したわけですが。 いじめの根底には、やはり他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあります。命の大切さを一人ひとりが考えたときに、二度と起こしてはならない、いじめをしない、させない、見逃さない、いじめを許さないと取り組みが平常時から、日ごろからチェックが必要ではないかなというふうに思われます。いじめをなくすためにも、お互いの人権意識を養っていくことが重要です。

	平成26年6月に、いじめ防止対策推進法が成立いたしましたわけですから。いじめが社会で大きな問題となつてから、30年ほど経過いたしましたわけですから。これまで大勢の子どもたちが苦しみ追い詰められ、その結果自殺に追い込まれる子どもたちの悲報に、心を痛めてきた方も多いかと思ひます。 教職員間で定期的に、いじめの問題で職員会議ですね、問題協議があつてゐるのか、協議されてゐるとすれば、時間あるいはどういった内容で教職員の意識が高まつてきておるものか、お答えいただきたいと思ひます。
議長	教育課長
教育課長	各学校においては、いじめ対策委員会を隔週で開催し、協議した結果につきましては、毎月の職員会議において、全職員で供する会を図つてゐるところであります。 協議内容は、1つに、集団づくり、体験活動等のいじめを生まない教育活動の推進、2つに、定期的なアンケート調査や教育相談等によるいじめの早期発見による取り組みの充実、3つに、通報、相談体制や教職員の対応能力育成研修等による早期対応と継続的指導の充実、4つ目に、大人が子どもの悩みや相談を受け止められる地域、家庭との積極的連携、5つに、警察、児童相談所、医療機関、法務局、こども未来センター等の関係機関との密接な連携であります。 以上、5つのことを踏まえ、教職員のいじめ防止の意識を高めてゐるところであります。 さらに教育委員会といたしましては、大学教授、弁護士、警察、臨床心理士等の外部専門家による委員会を設置し、各学校の事例研究会に専門的な立場からの指導、助言を行つていくなど、教職員の適切な対応のあり方や危機意識の高揚に努めておるところでございます。以上です。
議長	福本議員
福本議員	子どもたちが日ごろ学校現場において、いわゆる子どもなりのSOS、そういったものを、問題があればですね、発信を、子どもからそういうサインが出ておるであろうというふうに思ふわけですから。 そういった事実をですね、やはり取り上げる。確かにいじめの一般論的な教育、専門家あたりの指導のことを仰ぐということも大事なことでございますけれども、やはり子どもたちが今どういうふうな状況にあるのかと、そしてその中で子どもたちが悩み、またいじめ、そういったことがあれば、やはりそこに何と言ひますか、やはり先生たちの、教職員間の協議に、やはり予防的に早く取り上げると、そういうことも大事だろうというふうに考えるわけですから。 道徳教育あるいは人権学習等において、命の大切さを理解させる側面的な分野もあるだろうというふうに考えるわけですから。 そういった中で、やはりいじめ防止対策をこれまで長年継続して取り組まれてきたと思ふわけですが、今後見直し、そういったことはあるのか、ないのか、お答えいただきたいと思ひます。
議長	教育長
教育長	お答えいたします。 新聞等で報道されてゐるようによ、悲劇が繰り返される事態を大変深刻に受け止めております。 いじめ防止につきましては、平成26年3月に制定いたしました筑前町いじめ対策基本方針をきちんと機能させ、その意図をすべての教職員の意識や行動の中まで浸透させることがきわめて重要だろうと、そのように考えております。 このことから新たな対策を追加するというよりも、実効性のある学校体制の構築といった観点から、取り組みが形骸化しないように、常に見直しを図つてまいりたいと思ひます。

	と、そのように考えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	私が先に申しましたように、道徳教育とかあるいは人権学習等でですね、命の大切さとか、そういうものを学ぶことがあるだろうというふうに、授業を通してですね、学ぶところがあるだろうと思いますし、そういったことをですね、やはり専門会議とは別にですね、やっぱそういう教育を通して、子どもたちに命の大切さを再認識させると、そういったことも大事ではないかなということを考えるわけでございます。 学校だけに責任を負わせるわけではなくですね、やはり学校で起きたことと、また、家庭は家庭としてですね、いろんな子どもからの変容と申しますか、子どもが日ごろの行動が違ってきたとか、そういったことでですね、やはり家庭が学校に対して、問題があれば密に連絡を取りあって、予防的に早く対策を立てるとかですね、やっぱそういう努力が必要だろうと思います。 ややもすると学校に押し付け的に責任を負わせようという、学校でできたことだから、学校に責任を問われるということは、それは当然あるかもしれませんがでもですね、やはり家庭と一体となった姿、そういったことで教育委員会としては、その点、家庭と学校との関係についてですね、特段にこの問題について力を入れておられるとか、そういうことがあればお答えいただきたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 いじめ防止対策推進法にも県並びに筑前町のいじめ対策基本方針にも、いじめは人間として絶対に許されない行為であることなどを、家庭や地域で共有し、子どもの健全育成という目標に向かって、学校、家庭、地域社会が、それぞれの役割を明確にしながら、一体となって子どもを育てていくことの重要性が示されておるところであります。 教育委員会といたしましては、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るという強い危機意識の下、学校やPTA、地域の関係団体等で組織しいじめ・不登校等問題対策委員会を定期的に開催し、現状の把握や対策の検討を進めてまいっております。 また、各学校に設置しております学校運営協議会におきましても、子どもが安心して学校に通えるようにするため、熟議を通して子どもたちの実態の把握と学校のいじめ防止対策への共通理解を深め、地域、保護者と一体となった効果的な方策と取り組みが、現在も進めている、そういう状況でございます。 今後とも地域、保護者とですね、十分連携を取りながら、このいじめ問題につきましては、真摯に対応してまいりたい、そのように考えております。
議 長	福本議員
福本議員	以前はですね、いじめを受ける側にも責任があるということを言われておった時期があったと思います。 しかし、このいじめ防止対策推進法においてですね、やはりそこは間違っておると。やはりいじめた側に責任があるんだと、そういうことを強くですね、最初のところでですね、しっかり謳ってあるわけです。 そういうことで、この社会構造の中で、やはりいじめが完全になくなるということは、ある意味無理なところもひょっとしたらあるかもしれませんがでも、やはりいじめは起こしてはならない、いじめは絶対させないと、そういった教育委員会の方針でですね、今後もその方向で取り組んでいただきたいなということをお願いして、次の質問に移ります。 2点目は、通学合宿について、質問をさせていただきます。

	通学合宿とは、子どもたちが親元を離れ、共同生活を通して、自分たちの力で生活体験することで、助け合う心、育むことを目的とし、取り組みも長期化しつつ、意識もそれなりに高まっていると思われるわけです。 参考まで、福岡県もこの通学合宿の推進を図られておるわけですし、取り組んでおる割合は80%以上を越えておるということでございます。 そこで、事業の実態及び通学合宿支援に対する予算等も分かればお答えいただきたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 通学合宿につきましては、協同宿泊生活や体験活動を通じて友達との友情を深めていくとともに、責任感を身に付け基本的生活習慣を学ぶということを目的に実施をさせていただいております。 通学合宿の歴史は長く、旧夜須町では平成7年度から旧三輪町では平成10年度から実施をされております。 合併後につきましてもこの取り組みにつきましては継続をされ、めくば一やコスモスプラザでの開催を経て、平成22年度からは小学校区ごとに分かれ、各区の自治公民館を使用して実施をまいりました。 また、平成26年度からはより地域に密着した通学合宿の開催を目指して、各小学校区に3区が合同し、自治公民館主催の通学合宿を取り組んでまいりました。 具体的には、三輪小学校校区、中牟田小学校校区、東小田小学校校区での開催を目標に各区関係者を交えた実行委員会の結成や協議を行ってまいりましたが、結果的には平成26年度につきましては、三輪小学校校区内の依井、弥永、大塚、3区合同による通学合宿のみの開催となったところでございます。 平成27年度につきましては、昨年度の反省を踏まえ、昨年以上に保護者や子どもたちへの説明、小学校との連携したPR活動を実施しているところでございます。 現状では、三輪小学校区内での依井、弥永、大塚の3区合同による、昨年に続いている通学合宿につきましては、9月下旬の開催予定で準備を進めさせていただいているところでございます。 東小田小学校につきましては、実行委員会を発足をし、現在参加者募集を行っておりますけれども、応募状況が非常に厳しい、少ない状況でございます。 また、中牟田小学校区につきましては、9月上旬に実行委員会が発足をし、今後募集と準備等々を行う予定にしておりますところでございます。 それから予算等でございますけれども、町の一般会計からの支出は、平成26年度、27年度も計上しておりません。参加者からの参加費1人当たり4千円、それから、ナガノ青少年育成基金財団から、毎回補助をいただいております、ナガノ青少年アンビシャス助成金として、1人当たり3千円助成をいただいております。計7千円でですね、運営をさせていただいておりますし、26年度の三輪校区の実績から申しますと、7千円で行っていただけたけれども、約半分しか実際はですね、かかっておりませんので、残った部分につきましては、参加者への返金をさせていただいているところでございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	これまで長い間この事業を推進して来られて、26年度から各地域に主体的にやっていたとということで、その方針が変わったわけですが、途端に、何か少し、地域では担えない問題点もあっただろうというふうに察するわけです。 そこで次の質問で、今後の改善点は、これまで主催者側が十分計画の説明はされていると思いますが、他に問題点があったのかどうか、この点お答えいただきたいと思

	います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 平成26年度から地域主催ということで取り組みをさせていただきました。現実としては、やっぱりなかなか開催状況が厳しいところもございます。 地域主催での課題としては、1つは行事が増えることへの地域や保護者等の負担感があるのではないかなというふうに考えております。 これにつきましては先ほども申しましたように、保護者への説明会等々も実施をさせていただきながらですね、通学合宿の目的、そして必要性を理解をしてもらうしかないのかなという認識でございます。 それからもう1点、地元で主催ということに関して、この通学合宿時での事故やトラブルの発生に対する対応というところが、やっぱり課題として上がってきております。すべてを地元のほうにお任せするのではなくて、常に生涯学習課の担当スタッフが、この合宿時も常駐をさせていただきながら対応をさせていただいておりますので、その連携を強化をしていくということを訴えていくということ、それから何かあったときにはですね、やっぱり保険等はきちんと加入させていただいておりますので、そういったものも説明をさせていただいております。 それから、先ほどの回答の中でもありました、少しお話をさせていただきましたけれども、参加者の確保が厳しい状況でございます。 平成25年度までは各校区、全区募集の対象とさせていただいておりましたけれども、26年度からは対象の3区の中の小学生に限定をさせて、募集をさせていただきました。3区内に限定をしているということもですね、なかなか参加者が集まらない状況なのかなということもありますので、この部分につきましては、実行委員会等で協議をさせていただきながら、検討課題として、27年度の事業の方針を協議をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	この通学合宿につきましては、たいへん実施した後でもですね、非常に喜ばれておる。学ぶところは非常に、集団生活を通して学ぶところが多いと、そういったアンケートの結果もはっきり出ておるわけです。 私もこの通学合宿にですね、顔出しをして参加させていただくわけですが、非常に宿泊、寝泊りをしてもらいをしながら、非常に子どもたちは学校内とは別に、解放された雰囲気の中でですね、子どもなりに喜んで、楽しんでいる内容であったと思っております。 今申し上げましたように、アンケートでも協調性が身に付きます。あるいは自分のことは自分でやる自主性が身に付きます。やり遂げることで、自己肯定感が高まります。親や地域への感謝の心が育ちます。 保護者は、子どもは大切なかけがえのない存在にあることに改めて気づかされます。地域においては、子どもたちと地域の絆が深まりました。地域の子どもは地域で育てる意識が高まってくるんだというので、通学合宿という日常生活に関わる活動を自分自身で体験するとこにより、子どもたちにこれをやってみようという積極性や行動力が培われるなど、実践力について成果が表れています。 また、事業後のアンケートにおいても、自分のことは自分でやる、できることから手伝うことを心掛けるようになったという感想が多く見られました。子ども自身も変容に感じていることではないかなということです。 全国的には、通学合宿は、非常にこれだけ成果が上がって、今後もやはり推進を続けていくと、そういった方針であるようでございます。

	今、課長から問題点をご指摘いただきましたけれども、地域で子どもたちが過ごす時間は、十分あるにもかかわらず、この通学合宿が少し陰りが見えておるということではですね、原因も分かってあるようでございますので、ぜひ、これを乗り越えて、私は子どもたちに集団生活で学ぶことに、さらにですね、子どもたちの自立、そういう方向にですね、今一度支援をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これで、11番 福本秀昭議員の一般質問を終わります。 続けて一般質問を行いたいと思います。 それでは、10番 川上康男議員。 川上議員
川上議員	通告に基づきまして、ファーマーズマーケットみなみの里管理運営について、質問をさせていただきます。 その前に、ファーマーズマーケットみなみの里がですね、平成21年4月にオープンをして6年目を迎えておるわけでございます。 平成20年6月にですね、企画政策が策定されました計画書、それから7月に開催されております出荷者組合の総会、この資料は頂いておったわけですが、それを見てもみますとですね、平成21年4月から1年間実績を見たわけですが、計画が3億4,200万に對しまして3億2,300万ということで、ほとんど目標に近い数字を、実績を上げられております。 それから21年の4月オープンしてですね、当初3カ年間の売り上げ目標は3億8,400万と、それから5年後以降目標についてはですね、5億600万から5億6,000万というような形でありまして、今年の6月にいただきましたみなみの里の決算報告書によればですね、26年度の売上は6億1,000万というような形でございまして、本当に計画どおりと言いますか、順調に、着実に伸びているということであります。 これは、出荷者、スタッフ、それから地元地域の方々がですね、支えがあつて実績が伸びているということに関しましては、感謝を申し上げたいということで考えております。ただ、公設、民設を問わず、直売所は弱肉強食時代を迎え、過当競争に陥っております。 実は私の妹夫婦が筑紫野市の阿志岐にありますが、もう妹夫婦がここに来て、地元の阿志岐地区ですね、大型の直売所が来年秋にオープンするということを聞きました。 私もそれを聞いてびっくりしたわけですが、小郡市のほうでも計画のあるようなことも聞いております。そのようなことで、どのような実態をつかんでおられるのか、まず質問をいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず、この直売所がですね、どのような形でそれぞれの自治体に取り組むべきかという基本的な考え方があろうかと思います。 私は基本的に1自治体、1つのマーケット、直売所は必要だと考えております。 どこの市町村にもスーパーがあるように、どこの市町村でも私は直売所があるべきだと、そして地産地消を進めるべきだと。そこに農がある限り、その農を紹介する場所、そしてそれを受益する住民のためにも直売所は必要だと考えております。 したがって、筑紫野のほうにも、またうちの町境のほうにもですね、いろんなうわさは聞きますけれども、インターネット等で調べる範囲でしか情報も知り得ておりませんし、また、知る必要もないのではなかろうかと、そのように考えております。

	むしろ山麓線が開通いたしまして、こういった食のゾーンができることとすれば、むしろ好ましく、いろんなそういった施設が、路線にできつつあることはですね、むしろ切磋琢磨していく、あるいは多くの都市住民が目を向けてもらう、そういった意味合いから必要だと考えております。 それこそみなみの里を立ち上げるまでに10年かかりましたし、立ち上がって今6年でございます。その10年の調査期間の中にはですね、様々に三連水車、あるいはバサロ等がですね、本当に近接地にあるのに支障をきたすのではなかろうかと、いろんな意見をいただいたところでもありますけれども、そこはまだなかなか予測はしがたかったんですけれども、結果的にはそれぞれが相乗効果と言いますか、売り上げはともに伸びていると。 今、朝倉管内、JAあさくら管内の大型直売所における売上額は約24億円までに至っております。これは1つの隙間産業ではなくて、1つの産業だと位置付けるまでになったのではなかろうかと、そのように考えております。 だから私どもといたしましては、ぜひそれぞれの地域にこういった直売所はつくるべきだと、そして切磋琢磨すべきだと、そのように考えます。以上でございます。
議長	川上議員
川上議員	今、町長から言われたとおりだと思いますが、私も心配性かもしれませんが、糸島市がですね、私もちょこちょこ行っておりました福ふくの里、観光をした帰りにはいつもお土産を買って帰って来てたんですが、JAの直売所伊都菜彩ができたためですね、今現在は閑古鳥が鳴きよるというようなことまで、私は見てきました。 そのようにはならないと思うんですがですね、やはり来年は秋にオープンされるのが、建坪が400坪ということでありまして、このみなみの里が430㎡でございますので、3倍以上の大型店舗で生鮮産品を置いて実施していくということでございます。 また7月の10日には出荷者説明会があつておるようでございますが、その中でも90人の方がその話を聞きに来られたというようなことも聞いておりますし、無農薬栽培で20名の方がグループ組んで作つてある方たちをですね、会社のほうとしてはもう大歓迎しますよと、そういうものがあつて差別化するほうがマーケットのためになりますというようなこともありましてですね、非常に関心を持っておられるようでございますので、私のほうも本当にそこら辺が心配をしておったわけでございます。 また、出荷者の手数料も調べてきたわけですが、地元の方は12%と、地区外が15%というような形でですね、やはりその店舗の魅力化と言いますか、がんばっていただくための、やっぱり努力もしていくような感じでございますので、ぜひ、うちのほうもですね、取り組みを考えていただかなければならないのかなというようなことを考えるわけでございます。 そういった中でですね、出荷者の方からいろいろ聞いた中で、まず私が心配しておりましたのは、非常に高齢化が進んできていますと、今後5年間を経過すればですね、出荷者が減少するんじゃないかなというようなことを、ちょっと話を聞きました。 そういった中で、今現在ですね、現在の会員数それから年齢構成、また、実質の出荷されておられる方は何名おられるのか、お尋ねいたします。
議長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 みなみの里からの報告によりますと、現在出荷者数が379名でございます。 その内年齢が分かる分の構成につきましては、40代以下が57名、50代56名、60代137名、70歳代76名、80歳代以上27名ということで、平均年齢が62歳となつておるところで、現在、実際の出荷者数、本当に出荷をしていただい

	る分の人数につきましては、３２１名との報告を受けておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	ちょっと心配、お話聞いたのとちょっと違うかなと。安心いたしました。 ４０代、５０代がですね、１００名以上おられるということでありまして、今平均年齢が、報告によれば６２歳ということであればですね、心配要らないのかなということは考えます。 ただ、以前ですね、みなみの里だけじゃなくて、他の直売所に出荷される方に対して、今までは簡易ハウスと言いますか、出荷されたとの補助と言いますか、されておったと思います。 今現在どのようにされておるのか、また、今後そのような対策を、今後出荷者を増やすための対策、何か考えておられるのか、お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 出荷者に対しましての簡易ハウスの補助につきましては、そったく基金を活用いたしまして、平成２５年度までできたところでございます。 現在行っはおりませんけれど、このあと農家のご意向などを聞きながら、ぜひともというご希望があれば、町のほうで検討はさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	この間いただいた決算書によりますと、計画書ですか、見ていたんですが、高齢者の方なり農繁期には、農産物等を引き取りに行くというようなことまで、対策として考えておられました。たいへん良いことだとは思います。 また、出荷者の方にはですね、もちろん高齢者の方々にはですね、今申しますように、ちょっとそこら辺で変化を付けるというか、出荷手数料が１５％、これを今のたとえじゃないですが、今度できる大型直売所は１２％と聞いておりますので、高齢者の８０歳には１２％に下げていくとかいうような対策もですね、必要じゃないかなと。 また、今、２５年度までそったく基金で事業をされておったようですが、ぜひ高齢者を問わず、また、多くの方々がですね、出荷していただいて、３００数十名から４００名、４５０名になるような、１つの出荷者を増やすための対策をですね、ぜひ私こちらお願いしたいと思います。 それでは、次の３番目のですね、部門別採算性の現状と今後の対策についてということで、お伺いをいたしますが。 みなみの里の売上につきましては、ほんと毎年着実に売り上げは増加いたしております。２１年度を１００とすればですね、２６年度は５億１，０００万で１５７％ということで、非常に伸びておるわけでございますが。その反面当期利益ですね、利益につきましては、開店当初から２６年度決算まで、すべてが事業利益について、部分については赤字でございます。それを補うためにと言いますか、営業外収益によって賄っておるのが現状です。 ２０年６月に策定されました計画書によるとですね、そこには各部門の利益率までちゃんと目標を計画されておりました。直売所が１６％、レストランが６１％、加工施設が６３％で計画をされております。 １年目はですね、２１年度だけは減価償却費として操業費、開業費を１年目に一括償還するためにですね、営業利益が１２０万の赤字としています。その赤字をですね、営業外利益で賄い、５０万の利益が出るような計画を策定されておりました。 今申しますように、これがですね、６年間その現状が続いておるわけでございます

	が、この利益率の現状、どのようになっておるのか、計画通り確保されておるのか、確保できていないのならば、何か対策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 営業率の関係でございます。 まず、直売所につきましては、ご案内のとおり直売所につきましては、受託手数料という形で町内１５％、町外１７％ということで、押しなべて予定どおりと、数字になっておるところでございます。 それから、加工所、その他飲食関係でございます。利益率につきましては、約６０％という当初の計画をさせていただいておったところでございます。 これにつきましては、通常一般企業につきましては、減価償却率等々の内容によりまして、これだけの利益率がなければもう運営が成り立たないと、そういう現状でございましたけど、当みなみの里につきましては、農業振興それから雇用の確保ということで、利益率を落として、それでもなおかつ赤字を出さない程度ということで、運営をさせていただいておるところでございます。 報告によりますと、現時点での飲食関係、それから加工所関係につきましては、約２０％の利益率という形で、運営をしておるとの報告を受けておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	先ほども少し言いましたがですね、ちょっと私も計画当初から２６年度までの実績なり計画を作ってみてみたんですが。 直売所ですね、２１年度が２億２，３００万です。これが２６年度は３億４，８００万というような形で、１５６％の伸びになっております。 レストランなんですが、レストランが２，９２０万。これが２６年度が７，９００万というような形でですね、２７１％の実績でございます。 加工所におきまして、２１年度の実績は４，０００万だったんですが、２６年度が６，９７０万と、１７４％の売上高ということで、本当に売り上げの実績的には非常に伸びておるわけです。 今申された報告によりますと、２０％の利益率ということであれば、そこに４０％の差があるわけですね。それでやっぱりこの経営が成り立つのかなと、私も心配をします。 これだけの売り上げが出て、これだけあるのに、やはり今申しますように、２６年度まで事業利益は赤字と、事業外利益で収益が保たれているということであれば、そこに何らかの改善策が、私は必要かと思えます。 何が原因かということであれば、やっぱり利益率の見込みが甘かったのかなということとは、当然ここで分かったわけですが。 もう１つ、何と言いますか、ロスが発生はしてないのかなと思うわけです。 特に加工所とかレストランにおきましては、お客様のみえる人数によってですね、食材を準備するわけございまして、それがたまたま１００人分用意してあったのが、雨が降って５０人ぐらいしかみえなかったとかになれば、そこではもう値下げするか、廃棄するかしかできないわけでございますので、そういうことも非常にやはり対策としては、たいへん難しいわけですが、考えていかなくちゃならないのかなと。 もう１つは、仕事がまだないからよそに、外注に出そうとか、そういうことはないと思いますけど、そういうのが出てくればですね、外注費用がかかってくれば、もちろん手数料は下がってくるというふうなことが出てくるわけでございますので、そこら辺をもう少し調査していただいて、やはり今申しますように、ぜひ、この事業利益

	でですね、黒字が出るような方策というのを、ぜひ考えていただきたいというふうに思うわけでございます。 今申しましたように、レストランそれから加工所がですね、何か顕著に表れておるわけでございまして、私はこの加工所なりですね、レストランのですね、やはり伸ばしていく必要があるのではないかというふうなことを考えておるわけでございます。 そこでまた1つお尋ねしますが、レストラン事業についてお伺いしますが。 今、営業時間等、1日平均何人食事にお見えになっておるのか、分かれば教えてください。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、レストランの営業時間でございます。 営業時間につきましては、午前11時から午後3時、15時までの営業時間となっておりますところでございます。 現在1日平均のお客様人数につきましては、平日が約150名、それから土日・祝日につきましては、約300名でございます。 ただしこの数字につきましては、レジ通過者でございまして、お子さんをお連れになって、親御さんがお払いになった場合は1カウントでございまして、実際の利用はまだ相当多いような人数でございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	今のお話を聞くと、やはり1人じゃ、おみえになる方は結構少ないと思いますからね、倍以上はおみえになっているのかなと、私も判断はします。 そのですね、やはり人気の高いレストランの営業時間、今お聞きしますと、11時から3時までということなんですが、これをもう少し、できたら閉店までぐらいしていただければですね、そのお客さんが、また直売所へ足を運ぶということは当然あるかと思えます。 そういうことで、できたらもう少しがんばっていただいて、その営業時間を延長していただいたらどうかというのが1点と、もう1つは弁当です。 非常にみなみの里の弁当、非常に人気がございます。私たちの集落でも結構取っておりますし、いろんなところに配達されておると思いますが。 道の駅バサロですかね、あそこがですね、確か朝倉街道の西鉄ストア、それからもう1つがゆめタウンに弁当を納めておるということを聞きました。やはりもう外販確保ということでですね、やはりあれだけ忙しい中に地元のバサロの弁当を宣伝したような形でしょうけど、がんばっておられるようです。新しく弁当を作るための施設もしておられますし、確かに時間的なものもあるかもしれませんが、やはりみなみの里を宣伝するためにも、そういう対策も私は必要ではないかなと思うんですが、何か考えはお持ちでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今、議員ご指摘の営業時間の延長、それから弁当関係の拡大でございます。 課のほうとの協議の中で、そういうご希望もいろいろあっておりました。こちらからも状況を伝えておるところでございしますが、いかんせんやはり雇用、従業員ですね、そちらの方が夜遅くまで時間外、あるいは早朝まで勤務をされておるということで、今正直申しまして手一杯の状況でございます。なかなかレストランのほうもできないという報告を受けておるところでございます。 また、弁当関係につきましても、今後月1回定例会議なども行っておりますので、そのようなご指摘があったということは、添えさせていただきたいと考えておるところ

	ろでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	人件費のことについてはふれてなかったんですが、当初ですね、建設にあたっての人件費の計画なんですが、人件費をですね、正職員とパートさん含めて31名で、4,300万計画してあったわけですね。 これが26年の人件費実績を見てみますと4,392万です。90万しかですね、増えてないわけです。この5、6年でですね。 当初の計画からいけばですよ、21年度は3,600万程度なんですが、今現在では、当初計画と比べてそんなに差はないということです。 ということは、それだけ努力はされておるのかなと、私は思います。 確かに今のパートさんなりががんばっておられることは理解します。であれば、雇用をもうちょっとがんばって、雇用を創出してやっていく方法も、私はあるのかなというふうに考えるわけですね。 今の方たちに、それをがんばってくださいじゃちょっと無理だと思うんですよ。ですけど、あとパートさんを何人かでも雇って、そういう販路確保は私はできるんじゃないかなと、いうようなことは思うわけです。 ここで、回答はなくて結構なんですが、ぜひ、そういうことも含めてですね、やはり検討していただいたらなというように考えております。 それでは、次の質問に移ります。 野生鳥獣肉、ジビエですね、処理加工施設の必要性について、お尋ねをいたします。 本町の中山間地域においては、イノシシを中心に鹿、猿、ハクビシン、アライグマ等のですね、被害が大幅に増大していると聞き及んでおります。 現在は、農家個人による電気柵の設置や猟友会による捕獲活動で、被害対策を講じてあるのが現状であると思います。 そこでまずお尋ねをいたしますが、猟友会会員の方は何名おられるのか、銃、箱ワナで年間どの程度捕獲され、その捕獲した鳥獣肉はどのように処理をされ、どのように流通しているのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 有害鳥獣の担当部署ということでお答えをさせていただきます。 まず、議員ご質問の猟友会の人数関係でございますが、猟友会の人数については把握をしておりません。 ただし、有害鳥獣駆除員として報告をさせていただきます。 現在、イノシシ、鹿の、いわゆる銃関係の駆除員の方が11名、捕獲箱、ワナ関係も同じく11名でございます。 参考に鳥類、主にカラスでございます。そちらのほうにつきましては、銃関係で16名、捕獲箱について2名ということでございます。 ただし、これにつきましては、銃それから箱、両方駆除員としての登録してある方がいらっしゃるしますので、重複の数字がございます。 それから、捕獲頭数の実績でございます。 平成25年度につきましては、イノシシの銃で17頭、捕獲箱で69頭の、合計86頭でございます。 それから鹿について、銃のほうで11頭、捕獲箱は0でございました。合計の11頭でございます。 平成26年度、イノシシの銃で10頭、それから捕獲箱で44頭、合計54頭です。それから、鹿の銃で1頭、捕獲箱は0で、合計の1頭という形になっております。

	参考までに鳥関係でございますね、カラスにつきましては、平成２５年度で３２７羽、平成２６年度につきましては、３２４羽でございました。以上です。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	すみません。後段の質問を忘れておりました。 後段の処理の方法につきましては、これは、狩猟法にも書いてありますように、狩猟された駆除員のほうが、適正に自家消費並びに適正に管理、処分されておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	今、捕獲数を伺ったわけでございますが、２５年度がイノシシが８６頭と、鹿が１１頭、昨年が５４頭と１頭ということで、２６年度は少なかったようでございますが、結構捕獲してあるんだなということは、認識をいたしております。 担当課長もご存じだと思うんですが、糸島市においてはですね、平成２３年度に捕獲対象の強化と合わせて、捕獲獣の有効活用として、鳥獣被害防止総合支援事業、獣肉処理加工施設を整備しておられます。 平成２４年度は８４頭のイノシシを処理し販売に繋がっているということでございます。 また２５年度からは、直売所伊都菜彩でも販売が開始され、県外でも購入されるということで、地域の意欲向上に大いに繋がっているというふうに言われております。 本町もこの加工施設をですね、整備する時期に来ているのではないかと、私は思うんですが、これを整備してですね、みなみの里で販売したり、どーんとかがし祭りで試食販売したり、また町内のレストランで、飲食店で使ってもらえれば地域活性化に繋がると思うんですが、見解をお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 野生鳥獣、いわゆるジビエの処理加工の関係でございます。 近年有害鳥獣対策に伴います、いわゆるジビエの精肉あるいはウインナーなどの加工商品などが、販売されていることは新聞報道などで取り上げられて、私も承知しておるところでございます。 現在、捕獲されたイノシシや鹿については、先ほど申しましたように、駆除員の方が適正に処分・処理されているところでございますけれど、捕獲したイノシシ、鹿を販売の関係で動かすためには、食品衛生法や福岡県の野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインというのがございます。これは、殺してから処理するまでの時間制限などもございまして、また、加工処理施設などにつきましては、非常に厳しい基準がございます。 また、捕獲頭数がすべて商品化できるものではございません。中にはやはりちょっと病気気味のイノシシ、鹿などはもうこれは商品化などならないという形でございます。 それに加えて、加工処理関係が終わった後の残渣につきましては、これはもう産業廃棄物としての取り扱いになる場合がございます、処分関係には非常に費用がかさむといった問題もあるところでございます。 このような中で、幸いにして本町におきましては、町内に民間で処理加工業を営んでいらっしゃる方もいらっしゃいますし、また、単独自治体では非常に対応が難しいということであり、広域の有害鳥獣被害防止対策協議会というのがございます。久留米から、この甘木朝倉近辺までは入りますけど、そちらにおきまして、関係市町村と連携いたしまして、県への要望活動を進めておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	分かりましたがですね、町内におらっしゃるなら町内の方をお願いしてもいいんじ

	やないかということも思いますし、町単独で難しいのであればですね、今言います広域的な考え方をということで、今言われましたが、やはり朝倉市、東峰村、筑前町、山続きでございます。 ですから、できたらですね、その3市町村でも考えて、私はいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。 私はみなみの里に、1つの差別化商品としてですね、置くことも私はおもしろいんじゃないかなと。 今申しますように、糸島市辺りでもこれを取り組んで、実質直売所に卸しておられるわけございまして、難しいからできないというのだけでいいのかなと思うわけですね。 そこで町長、どのような考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず町として、私は町長でございますので、町として考えますに、みなみの里の建設は、約5億円程度をですね、想定いたしまして施設を整備いたしました。それが約5億を超えて、今年は5億5、6千万になろうかとしております。 そういった中において、やはりかなりスペース的にも無理を生じてきてまいりました。1つはかまどもですね、これだけ弁当が売れるとは想定しておりませんでしたので、やはりかまどの補修。あるいはパンとか豆腐とかやっておりますけれども、もっともっと作れば売れるんです。 しかしながら、あの能力的に、施設能力としてはですね、これ限界なんです。 そういったことで、さらに上澄みを目指すとするばですね、さらなる改修が必要になるのではなかろうかと、というのが1点です。 それとジビエの件でございますけれども、私どももこの辺で実際やっております添田町に視察にまいりました。単独でやっております。山間地域のいろんな補助事業がありますので、見に行きましたけども、とても採算ベースに乗るもんじゃないなというのが実感でございました。 だから、町単独では無理なんだということは、実感して帰ったところです。 こういった非常に厳しい内容のものをですね、いきなりみなみの里の会社にもっていくのも、地域振興とはいえずね、採算性を考えながらやっていく会社としては、なかなか厳しいのではなかろうかと思ったところでございます。 その分だけ応分に町が助成していけばいいんでしょうけども、なかなか株式会社、経常的な助成というのは好ましくないでしょうし、そういったところも考えるところでもございます。 ただ、言われますように、有害鳥獣対策というのは、町として対策が必要だという認識であります。言われましたように広域の話も、朝倉地域でということで話はしていますけれども、なかなか許可の問題、事業規模の問題、より東峰、朝倉等のほうが深刻というふうに聞いておりますけれども、なかなかまだ、その採算面からですね、非常に困難が生じると。 先ほど課長が説明いたしましたように、本町については、一事業者がそういった取り組みをなされております。そのようなことももう少し勉強いたしましてですね、そういったことについて、町のほうでもいっくらか取り組みができればと、そのように考えております。 本当に全国的な悩みでもございますので、いろいろ情報収集しながら取り組んでいきたいと。日田のほうがしっかりと考えておられるようでございますので、そちらの勉強もしたいと思っております。以上です。

議 長	川上議員
川上議員	すみません。私の通告が悪かったのではないかと思います、この件と次の件は、町のとしての考え方を聞いたかったわけですね。 そして、それをして、その商品は今言いますように、みなみの里辺りに置いたらどうかというふうな気持ちで、私は質問を通告しておったわけでございます。 確かに町単独ではですね、町長の答弁のように添田町ですか、たいへん厳しいでしょうし、私もそうではないかなということは判断いたします。 糸島市も3町が合併したときにですね、発足をしたということでございますので、町の単独のときにはできなかったということは、この調べておった中では、そういうような状況だったと思います。 ということであれば、私の考えとしては、やはり東峰村なり朝倉市、この筑前町ではですね、そんなに費用負担も、全部で考えていけばですね、そんなに費用はかからないのではないかなと。 全国的には160ぐらいしかできてないということまで、調べたらそのくらいになるんですが、やはり今後の1つの課題としてはですね、ぜひこれは取り組まなければならない問題だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。 それでは最後にですね、アンテナショップの開設について、お尋ねをいたします。 ファーマーズマーケットみなみの里、大刀洗平和記念館の建設によって、交流人口は100万人とも、町長からよくお聞きをしております。 両施設を通して、さらに交流人口を増やす対策としては、メディアを通して本町は宣伝活動を行っておられますし、その効果が上がっていることは、もう当然認識をいたしております。 私はさらにですね、この交流人口、定住人口増加対策として、福岡市内にアンテナショップを開設することが効果的と、私は考えるわけでございますが、その見解について、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 実は先ほど議員さん申されましたように、私、ちょっとファーマーズマーケットみなみの里の担当部署として回答を考えておりましたので、ちょっと回答につきまして、差異があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。 自治体がアンテナショップを開設して、対外的にPRするということは、交流人口増加対策の1つの施策として、非常に有効な方策であると考えておるところでございます。 一般にアンテナショップにつきましては、自治体が開設して観光分野を含めて、農産物、商工業などの特産品などを、町全体のPRのために設置されているところがほとんどでございます。 特に、現在みなみの里につきましてはご案内のとおり、生鮮野菜を中心に展開をしておるところでございます、まだ現在、加工、特産品は少ないような状態でございます。 そのような中で、みなみの里として開設するのは、経営面から費用対効果を含めまして、非常に苦しいのではなかろうかと考えておったところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今申しましたが、これをですね、みなみの里で立ち上げなさいということは、当然無理だと思います。 私は、考えは、やはり町が考えて、町が立ち上げてですね、みなみの里の特産物な

	り、それから農業団体、商工会と連携してですね、本町の農産物なり、それから商工業の特産品、これを展示するとともにですね、やはりこのファーマーズマーケットみなみの里とか大刀洗平和記念館、これをやはりPRしていくと。 それを福岡のほうに開設するというのであれば、もちろん家賃は高くなるでしょうし、設備費もかかります。人件費もかかります。 それだけ見ればですね、非常に採算ベースから見れば、たいへんな赤字になるのかなということは思うんですが、その反面ですね、やはりそれで本町に興味を示していただいて、その方たちが今言ったようなものを見に来たり、買いに来ていただければですね、経済効果は非常に私は大きくなると思うわけですね。 それで、私としては、町としてひとつ福岡市内にアンテナショップを開設したらということをおっしゃっているわけですが、町長、どのように考えておられるのか、見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 宗像市が福岡空港にそういった開設いたしましてですね、ちょっと話を聞きますと、やはり市長の思い入れで、そこに採算性は取れないけれども、やはり情報を発信するんだということで、空港に直売所兼を開設しておられます。まさにやり方だなと思っております。 それと先日会議の中で少し紹介をいたしましたけれども、本町もみなみの里が案外多くの人に知っていただいて、ある大手流通業者からですね、ぜひ出店をしないかという話が来たところでございます。 それについても我々も非常に考えたところでございます。町としてどうすべきかということですね。それも1つのチャンスでありますし、売り上げを大幅に伸ばす契機にもなろうかと思っております。 ただ、今の段階ではまだまだ、もっと体力が必要なんだなと思っております。やはりもっと生産体制が充実しなければ、案外よそから仕入れた物を持って行くような、スーパー方式になってしまったんじゃあ、本店が危うくなるという考えもございまして、今のところそれは控えさせていただこうということで、会社のほうで考えているようでございます。 アンテナショップということでございますけれども、私どもやっぱり何と言っても、福岡大都市を意識しながら物事を展開するということは、極めて重要だと思っております。 今、ふるさと納税等は、やっぱり東京を向かなければなりませんけれども、やっぱり福岡というのがですね、必要だと。 ただ、考えますに、本当に他県の自治体あるいはJA等がですね、本町周辺にアンテナショップとして直売所をつくっているんですね。 そういった意味からすれば、他県からすれば、本町の地域性、福岡への近接性からすれば、直売所的なアンテナショップ的な意味合いの土地柄でもあるということは言えるだろうと思っております。 したがって、今、みなみの里等がある場所については、本当に他県からすれば恵まれた土地にあるんだなということを実感するところでございます。 ただ言われますように、単なる物売りだけじゃなくてですね、町を売って行こうということになれば、1つ筑前だけではない、もうちょっと大きな組織が必要かなと思うところでもございます。 観光協会もありますので、その辺のところはさらに研究していく必要があろうと。単独ではなかなかこの経費をですね、賄うというのは、やがて行き詰まると思っております。そういったことで、何か良い方策、あるいは民活等があるのではなかろうか

	と思っております。 それとみなみの里の目的は、いわずと本当に地域振興でございますので、町といたしましてはですね、どれだけ多くの方々が農家の所得の向上に寄与できたのか。 今、調査いたしますと、大体１００万以上の方が１８０名おられます。その方はほとんどですね、私は察するに国保会計だろうと思っております。そういった面からすれば、国保会計の税収にですね、いくらかでも寄与しておられるんじゃないかとそのようにも考えます。 一番トップは、農家の方では８００万だそうでございます。そのように、今、国が盛んに言っております地方創生、農協、農家の所得をどう向上させるのか、というところにもっともっと視点を置きながら、町として推進していきたいと思っているところでございます。 本当に他の自治体、他の直売所等は手数料率を引き上げております。しかしながら、地域振興という視点から見ればですね、精一杯の運営をしながら、精一杯の地域振興を図っていくということに力点を置いた政策を、まちとしてもおねがいしているところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	町単独では非常に難しいかもしれませんが、商工会の事務局辺りも非常に興味を持ってもらっておられますし、ノウハウもですね、持っておられます。 ぜひ、私は一緒に検討していいのではないかなと思いますし、やはりこの地域創生におきます人口減少対策のためにも、やはりこのようなアンテナショップ通してですね、やはり町の魅力を引き出すということが、私は大事でなかろうかと考えておるわけでございます。 この筑前町の観光ガイドブックでございますが、都会に一番近い田舎筑前町というようなことを書いておられます。 この筑前町を訪れていただきまして、自然とふれあい、そしてみなみの里、大刀洗平和記念館を訪れ、筑前町の嗜好を味わっていただければ大きな経済効果が生まれます。交流人口が今後ですね、１５０万、２００万と増えていくためにもですね、私は大事な施策だと考えておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、１０番 川上議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 １時より再開します。 （１１：５０）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：００）
議 長	７番 石丸時次郎議員
石丸議員	通告に従い、順次質問をします。 幸か不幸か午後からの一番眠たい時間帯に一般質問をすることになりました。気合を入れて質問したいと思います。よろしくお願いします。 さて、子どもたちにとっては、長いようで短かった夏休みも終わりました。たくさん思い出を作れたのではないかと、そのように思っています。 また、聞くところによりますと本町の子どもたちは、夏休み中大きな事故もなかったということで喜んでいるところです。何はともあれ子どもたちが元気に２学期を迎えられたことを喜び合いたいと思います。

	ところで、午前中の福本議員の一般質問で取り上げられていたいじめ問題に関わることで、新聞報道によりますと、夏休み明けの9月は突出して子どもの自殺が多いとのこと。 本町においては、現在のところ深刻ないじめ問題はないようですが、事は命に関わることです。子どもたちが送る小さなサインも見逃さない、感度の高いアンテナを学校中に張り巡らせていただきたいと、そのように思うところです。 それでは質問に入ります。 今回は、子どもたちの心身を育てる教育について、質問します。 まず1点目の、学校教育の一翼を担う食育についてです。 さて、食育の重要性について、食育基本法では次のように定義しています。 生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて食に関する知識と職を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとあります。 本町におきましても、その重要性に鑑み、これまでもセンター方式から自校方式をはじめ、給食調理場のドライ方式、町単による各校1名の栄養士配置等々、具体的に食育推進のための施策を積極的に講じてきたところです。 まさしく教育の町を目指す本町ならではの教育関係の充実は、今日の地方創生の人づくりを先取りした政策として評価できるものであると思っています。 ところでそのような中、昨年の4月から栄養士が廃止され、栄養教諭の2校兼務となりました。 ご承知のとおり、近年、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や低年齢化が進み、さらには食物アレルギーを持つ子どもが増えている状況から、私は平成25年9月議会において、栄養教諭の2校兼務ということで、子どもたちの食育指導、推進、食の安全等々は確保できるのか、という質問をしました。 そのときの回答では、問題はないとのことでしたが、実際に栄養教諭の2校兼務となって1年半が経過する中で、学校教育の一翼を担う食育の推進に問題はないか、再度お尋ねをします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 議員ご質問につきましては、平成25年9月定例会でお答えいたしておりますが、栄養教諭の2校兼務による全校配置の趣旨は、食育に関する指導のさらなる充実を図るとともに、食育における学校間の格差が生じないようにするためのものです。 現在各学校では学習指導要領に基づき、栄養教諭と学級担任が連携した食に関する指導が効果的に実施されるよう年間指導計画が作成され、計画的に充実した内容の食に関する指導が行われており、問題はないと考えております。 学校からも問題はないとの回答を得ております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	前回お聞きしたときの回答と同じようですが、そこで、前回の質問の時点では、まだ2校兼務ではなかったわけですね。前回、私が25年のときは、26年の4月からが2校兼務になったわけですから。 私が、まだなっていない時点で、2校兼務にすることの危惧を感じたから質問をしたわけですね。そのときには、今言われたような回答であったわけです。 まだ2校兼務ではなかったわけですから、校長会等で意見聴取を行い、問題はないだろうと、実際にやってないわけですからね、そういうことで昨年の4月から2校兼務になったわけですね。 そこで実際に2校兼務になったわけですね。26年の4月から。これまで1年半が

	経過しておるわけですから、実際に2校兼務になったわけですから、その時点において問題は無いというふうに捉えているということですが。 じゃあ、それは実際にですね、現場の実態、そういうものを把握してのことでしょうかというのをお聞きしたいわけです。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 校長会におきましても、また、教育委員の定期の学校訪問の折におきましても、この件についてはですね、学校側から聞き取りをいたしております。特に問題は無い、その回答は得ております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	わかりました。 どうもですね、現場の生の声が届いていないのではないかと、私はそのように感じてますし、思っています。というのもですね、現場の声はそうじゃないからですね。 それでもっとですね、現場と教育委員会、あるいは校長でもそうですけれども、もっと風通しが良くなるようなですね、そういう工夫をぜひしていただきたい、そのように思っています。よろしく願いしときます。 では、次の質問事項に移ります。 前回、この件に関する質問において、栄養教諭と栄養士との違いの説明がなされました。 それによりますと、栄養教諭の職務の第一は食に関する指導であり、具体的には児童生徒への個人的な相談、指導、それから児童生徒への教科、特別活動等における集団指導、さらには食に関する教育指導の連携、調整とのことでした。 つまり栄養教諭は食育全体のコーディネーターであり、個別的な相談指導を行う指導者でもあります。給食を生きた教材として、指導に活用できるよう努力し、保護者や地域と連携して、子どもたちの管理能力を育てる。そのことが栄養教諭に求められているのではないかと思っているところです。 そこでお聞きしたいのは、食育に関する専門的な立場から、子どもたちの実態把握及び日常的な指導は十分かというところで、食に関する指導をはじめ、児童生徒への個人的な相談、特別活動等における集団指導、給食を生きた教材とした活用等の具体的な取り組みについて、お聞きをしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 栄養教諭の職務は、食に関する指導と学校給食の管理であります。議員ご質問の、食に関する指導には、大きく3つの内容があります。 1つに、児童生徒への個別的な相談、指導であります。特に食物アレルギーを持つ児童生徒やその保護者に対して、個別の事情に応じた相談、指導が行われております。 個々では食物アレルギー等について、保護者から学校に相談があった場合、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を提出していただきます。この管理指導表を基に、管理職や栄養教諭、学級担任等により、保護者等への丁寧な説明や相談が行われております。 2つに、児童生徒への教科や特別活動における食に関する指導であります。教科や特別活動において、食に関する指導内容と関連の深い学習内容につきましては、年間指導計画に基づき、特別活動や家庭科の学習の中で、学級担任や教科担任と連携を取り、計画的に授業を行っております。 学年のカリキュラム等により実施回数に多少の違いはありますが、1学級につき、学期に1回から2回程度の授業が計画されています。

	例えば、6年生の学級活動、バランスの良い食事や家庭科、食事の工夫などの学習で、栄養教諭の専門性を活かした食に関する指導を行っております。 3つに、食に関する指導、教育指導の連携、調整であります。 栄養教諭が効果的な指導を行うためには、食に関する指導のコーディネーターとして、教職員や保護者等と連携し、学校給食と食に関する指導を一体的に推進することが大切になります。 そのために栄養教諭は、日常的に学校児童生徒がランチルームに一堂に会する給食の時間におきまして、教室で指導した内容と関連させ、バランスの良い食べ方や食事のマナー、偏食傾向の児童生徒への掛け声等、食に関する指導を積極的に行っています。 なお、食物アレルギー等を持つ児童生徒の実態把握につきましては、先ほど申しました学校生活関連指導表を踏まえ、安全で安心な学校給食を提供するために、保護者との連携を重視し、管理職や学級担任、栄養教諭等で、一人ひとりの状態を把握し、必要に応じて除去食や代替食などの対応を行っております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	すみません。給食を生きた教材とした具体的な説明をお願いしたいんですが。
議 長	教育課長
教育課長	生きた教材と言われますと、地産地消を含めたところを給食の時間帯で紹介するなりにされた、そういったことが給食の時間にされているということでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	たいへん多岐にわたる内容で食育の指導が行われ、充実した食育の推進も図られているようですが、栄養教諭の負担も結構あるんじゃないかと、そのように思っているところです。 次の質問事項へ移ります。 本町では、すべての学校給食が自校方式となって7年になります。そのことにより子どもたちには、より安心、安全な給食が提供されるようになりました。 また、ランチルームができたことで、子どもたちへの教育的効果もさらに高まったのではないかと思っているところです。 一方、これだけの環境を整えるためには、当然ながらかなりの経費を必要としますが、すべては将来を担う子どもたちへの先行投資として、理解もしているところです。 そこでお聞きしたいのは、自校方式ならではの特性をどのように活かしているのか、具体的な取り組みと教育的成果について、お尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	学校給食は実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や好ましい人間関係を体得することを狙いとして行われる教育活動であります。 1つに、給食時間にあわせて調理作業ができ、適温で児童生徒に提供できること。 2つに、児童生徒から給食調理に関わる調理員の顔が見えることから、調理員とのふれあいやコミュニケーションが増え、給食調理の苦労等が理解でき、食に対する感謝の気持ちを育てることができるようになること。 3つに、地元の農産物を活用した郷土料理などを定期的に提供することで、学校給食に対する児童生徒及び教職員の意識が高まり、ひいては食について保護者の関心を高めることができると考えております。 自校方式による成果として、児童生徒の残食率が低いことや大豆や米、果物などの地元農産物への認知度が高まり、地域の食文化に親しむ学習機会の推進が図られるようになったことなどが上げられます。以上でございます。
議 長	石丸議員

石丸議員	自校方式の特性が存分に生かされ、また教育的効果も確実に上がっているようです。今後ともこの方式が継続されるよう要望し、次の質問事項へ移ります。 次は、町は3年に1回、調理員の業者選定を競争入札していますが、経費削減以外にどのようなメリットがあるのかをお聞きます。
議 長	教育課長
教育課長	学校給食を安全に提供するため、入札仕様書にて国が定める学校給食衛生管理の基準及び大量調理施設衛生マニュアルの基準に従うなど、安心・安全な学校給食を提供することを明記し、委託業務へ発注しているところであります。 また、業者選定にあたっては指名委員会により選考され、要件として給食業務に対する指名登録の有無、他市町村の学校給食の業務実績等により勘案し選定しています。その同じ条件の下で、競争入札で決定しております。 決定された業者は学校と連携し、学校給食が教育の一環として実施されることを認識し、安全、衛生、調理技術に研修及び教育を行い、衛生管理の高揚に努めております。
議 長	石丸議員
石丸議員	いうまでもなく経費の削減につきましては、普段の努力を怠ってはならないことは当然であります。ましてやそれが公金であれば、なおさらのことであります。 したがって競争入札を拒否するつもりは毛頭ありませんが、事は子どもの健康、生命にかかわる分野であります。 先ほどの答弁では経費削減以外にはメリットもないようです。このことによる問題発生がないよう、管理監督の徹底を要望しまして、次の質問事項へ移ります。 前回の質問で、栄養士を廃止し、栄養教諭の2校兼務でも食育の推進、食の安全等に問題はないという根拠の1つとして上げられたのが、これまでは各学校の栄養教諭、栄養士の業務の大部分を占めていた給食物資の発注購入を教育委員会が行うことにより、栄養教諭、栄養士の業務が大幅に軽減されることから、栄養士を廃止し、栄養教諭の2校兼務でも問題はないと判断したとのことでした。 そこで、現在給食物資の発注購入は、教育委員会で行っていると思われませんが、具体的にお聞かせください。
議 長	教育課長
教育課長	栄養教諭に給食管理や食育の指導に専念してもらうため、発注業務を教育委員会で一括して行っているところであります。 具体的な発注の流れにつきましては、定期的、年に8回ですけれども、郡の献立作成委員会を行い、学校給食摂取基準に基づき、子どもたちに必要な栄養が採れるように、また1食の見本になるように、バランスや量を考え、献立の原案作成をしています。それを踏まえて月1回、町の献立作成委員会では、献立内容の検討、アレルギー児の除去対策、対応食の検討を行っています。 各学校より毎月10日までに、翌月の給食人員報告を提出してもらい、それに基づき各学校別に給食物資の必要量を算出し、登録された給食物資納入業者に、毎月20日前後に発注をしています。発注後の給食人員変更による再発注、キャンセル等も行っております。 当日の納入時に遅配や遺物混入等の問題があれば、各学校より教育委員会へ連絡をするようにし、業者への指導も行っています。 地元農産物納入業者、みなみの里や新すこやかグループでございしますが、そこの打つ合わせを定期的に行い、価格調整なども行っております。 給食物資につきましては、安全性を確認するために、学校給食衛生管理基準に基づき、町内いずれかの学校で年1回、原材料及び加工品の食材の定期点検を実施し、学

	校給食における安全な食材の提供に努めておるところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	すみません。関連してもう1つ聞きたいんですが。 今、給食物資の発注購入は教育委員会でやっているということですが、どのような立場の人か、それと人数を教えてくださいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	発注におきましては、教育委員会の栄養士1名で行っております。1名です。
議 長	石丸議員
石丸議員	これまで各校の栄養教諭、栄養士の業務の大部分を占めていました給食物資の発注購入を、現在は栄養士1名で行っているとのことですが、業務への支障、とりわけ職員負担増はないものか危惧をしているところです。 経費の削減は大いに進めていかなければなりません、くれぐれも本末転倒にならないよう現場の現状把握に努めていただきますよう要望しまして、次の質問事項へ移ります。 2点目は、学校図書館活用についてです。 子どもたちの成長過程において、今日いくつかの問題点が指摘されています。活字離れ、読書離れもその1つにあげられています。 子ども時代に多くの図書と出会い、読書を重ねることがいかに大切かは、私がここで縷々申し上げるまでもなく、また子どもたちに多くの図書と出会う機会を与えることは、大切な教育の一環であることは周知のとおりであります。 そこで、活字離れが急速に進んでいる今日の現状を、どのように捉えてあるのかお聞きしたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	議員ご質問の、活字離れの現状についてでございます。 平成26年3月に文化庁が実施した国語に関する世論調査をはじめ、各種調査によりますと、すべての年代で読書量が減少しており、また、学齢が上がるにつれ、読書離れ、活字離れが進む傾向にあるとの結果が出ております。今日の状況を私自身も憂慮しているところでございます。 子どもの読書活動は、児童生徒の言語に関する能力を育み、感性を磨き、表現力を高めるなど、人生をより深く生きる力を身に付けることができる意義の深い活動であります。 このことから教育委員会といたしましては、学校の朝の読書活動の奨励とともに、各学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒の望ましい読書習慣を形成するために、学校の教育活動全体を通じ、計画的、効果的な指導が継続して行われるように、言語環境の整備に今努めている、そのような状況でございます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	さらにですね、子どもたちの読書意欲を高めるような、そういう施策をですね、ぜひ講じていただきますようお願いをしておきたいと思います。 それでは、次の質問です。 今年度から各学校の図書司書は、委託派遣から町の嘱託職員と切り替えられました。これまで図書司書については、二転三転しているようですが、その理由をお聞かせください。
議 長	教育課長
教育課長	平成17年度から平成26年度まで、町正規職員の配置がない学校につきましては業務委託を行っていましたが、学校図書司書を法的に位置付け、学校長の指揮監督にある司書を各学校に配置することが努力義務として定められた学校図書館法の一

	部改正が、平成27年4月1日より施行されるに伴い、教育委員会といたしましては、この改正法の趣旨に従い、これまでの業務委託を改め、校長の指揮監督になかった学校図書司書を直接雇用により、指揮監督下に置くことに改めたものであります。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	先ほどの質問内容と重なるかとは思いますが、質問をします。 本町は教育の町を目指し、今日まで学校教育充実のため、様々な施策を講じてきました。そのことは町内外から高い評価を受けているところです。 そのような中、今回、夏休み中とはいえ、学校図書館が閉館方針となりました。このことについては、関係者で十分に議論されてのことであろうと思いますが、経緯等をお聞かせください。
議 長	教育課長
教育課長	本年度より学校図書司書を臨時職員として雇用するにあたり、特別支援教育支援員と同様、夏休み期間中の約1カ月間、図書の雇用をしておりません。 しかしながら、各学校の校長とも十分協議を行い、夏休み期間中における学校図書館の開館については、学校長に一任するとしたものの、職員で対応できる範囲での開館を、委員会としてはお願いをしております。 学校へ確認したところ、どの学校も開館をしているところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	各学校とも昨年より開館日数は減ったけれども、開館しているということですが、図書館の、各学校の開館日数の参考資料によりますとですね、中牟田小、昨年は13日、今年6日、三並小、昨年16日、今年6日、三輪中、昨年24日、今年6日、夜須中、昨年11日、今年5日というふうになっています。それでも開館していると言えはしているんですが、ちょっと私どもとは感覚が違うかなと、そういう感じしております。 このような状態で開館しているといえるのか、実際のところ疑問に思っているところです。子どもたちに読書の機会を与えるという観点からも、これはぜひ再考を要望します。 また、職員に対応をお願いしているようですが、今日職員の多忙が指摘されている、そういう中でもありますので、このことも併せて検討していただきますよう要望をしておきます。 先ほどの栄養士の件、それから図書司書の件、いずれにしてもですね、法改正に伴いと言われれば、何ともいたしがたいところではありますが、何かすっきりしないものを感じています。 多分それはですね、学校教育の中心であるべき子どもの姿が、実はすっぱり抜け落ちているからではないか、そのように思っているところです。 そこらへんについては、教育長どうでしょうか。子どもたちを真ん中に据えた議論がなされているのかどうかということです。一言で結構ですので、お願いします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 これからもですね、チルドレンファースト、子どもたちを大事にする。そのような教育行政に努めてまいりたいと、そのように考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	よろしく願いしておきます。 最後の質問です。ぜひ、最後は町長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

	私が大切にしていることわざの1つに、「疾風に勁草を知る」というのがあります。激しい風が吹いて、初めて強い草が見分けられる。という意味だそうです。 いうまでもなく、強い草になるための条件は、大地にしっかりと根を張ることですが、そのためには小さな根がすくすくと育つ環境が不可欠です。 さしずめ人間でいえば子供時代、とりわけ学校教育の全家庭が、それではないかと考えています。 そういう意味では、先月25日、小学6年と中学3年を対象にした2015年度の全国学力テストの結果が公表され、それによりますと、福岡県は小中ともに全科目で全国平均を下回る結果となりました。が、そもそも1回のテストの結果に一喜一憂することなく、本町の目指す子ども像育成に尽力されんことを望んでいるところです。 そこで、再度検討をお願いしたいことは、食育に関する栄養士の件と図書司書の件です。いずれも点数等では表せない分野であることから、目立たない存在ではありますが、学校教育における重要性は誰しもが認めているところです。 しかも先ほどの根っこを育てるという点では、欠かすことのできない教育環境であると考えますが、町長の見解をお聞かせください。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 私も議員同様、子どもたちに対する経費は未来への懸け橋であるし、未来への投資であると、そのような思いで取り組ませていただいております。 そういった中で、限られた財源の中でやり繰りをしながら、ぜひ優先的に教育のほうに充当していきたいと、そういった運営等もさせていただき、提案をさせていただいております。 先ほど食に関する教育、図書に関する教育、まさに根幹だろうと思っております。私もこの2つの立派な図書館はですね、町の誇りでありますし、町の自慢だと思っております。 図書館の方に聞きますと、図書を借りる方は町外からも来ておられます。その町外の方が来られて、その次に行かれるのがどこかと言いますと、とまとみなみの里だそうでございます。 そのように、まさに食とですね、教育が結びついたような形の町、だからこそ魅力があるんだろうと、これが町の個性であり、将来性だと、そのように考えております。 今言われました司書等の配置につきましては、これはなかなか法律上の問題があると、私は認識しております。 ご案内のように、地方自治法があります。町長にはですね、首長には統括権、予算提案権はございますけれども、執行権、いわゆる教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会については執行権限を有しておりません。 したがって、公的な場で発言することも不適當だと、私は考えているところでございます。 しかしながら思いは大いに有しているということだけはお伝えしたいと。 しかしながら、今年の4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、それぞれの自治体において、首長がトップとなって、なおかつ主体的に総合教育会議を開くように、開設するように法的に義務付けられました。 その会議を1回開いておりますし、その中で大いなる議論はですね、していきたいと。その中で食の議論、図書の議論は大いにやるべきだろうと思っております。 したがって、議員の言われました意見は十分に受け止めさせていただきまして、そういった会議の中で反映をさせていただきたいと、そのように考えます。以上でございます。

議 長	石丸議員
石丸議員	さて、政治は日が当たらない場所に光を当ててこそその政治であると言われます。私も議員の1人として、かくあるべきと思っています。光を当てる場所を間違えないよう、日々の活動に精進していくことを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで7番、石丸時次郎議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 1時50分から再開します。 (13:37)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:50)
議 長	6番 木村博文議員
木村議員	今回は、地域情報基盤整備事業と適正な動物の飼養の2点について、質問させていただきます。 質問に入ります前に、少し紹介をさせてください。 執行部の皆さんはよくご存じだと思いますが、全国議会改革度ランキング、こちらのほうですね、本町議会が1500余りの対象の議会の中で、全国で65位というすばらしい成績をいただきました。 町議会としましては全国6位、九州でトップでございます。ほんと身に余る光栄でございます。 そちらを少し紐解きながら、皆さんにご紹介と思っておりましたが、昨日ですね、フレッシュなニュースが、地域のフレッシュなニュースが入ってまいりましたので、そちらをご紹介させていただきます。 皆さんご存じの方も多いと思いますが、琵琶湖、ここですね、毎年あっております鳥人間コンテスト、これにですね、今年は9月2日放映があったわけですが、三並区在住の石丸隆宏君、九州大学チームのパイロットとしてエントリーされてですね、滑空機部門、これで優勝ということで成績を収めてあります。 早速町を表敬訪問されまして、エピソードなどを熱く語っていただきました。 もう何においても全国でトップを取る方はですね、やっぱり言葉にも重みがありましてですね、私もほんと勉強させていただいて、がんばらないかなと、若い者に負けんごとがんばらないかなと、新たに思ったところでございます。 夜須中学校出身ですね、鹿児島実業の橋本拓実君ですね、そちらも甲子園での活躍を報告されたわけですが、やっぱり地域で、若い有望な人材がですね、どんどん育っております。これはやっぱり筑前町が教育について、一生懸命取り組んできた、これの効果の表れということ、一端であるんじゃないかなとですね、考えておるわけでございます。 しかし、彼らが近い将来、筑前町を担っていつてくれるわけですが、やはりそのときになって力を存分に発揮してもらわんといかんと。やっぱりそのためには今から生活環境をですね、しっかりとベースを整えていかなければいけないと、そういう思いも含めまして、今回質問をさせていただきます。 まず、地域情報基盤整備事業についてでございます。 この事業については、平成22年に地域振興や情報格差是正、これを目的に整備がなされたわけですが、今年で5年目ということでございます。その間何度か事業報告を受けたわけですが、直近の一番新しい、現在の進捗状況をお尋ねいたします。
議 長	企画課長

企画課長	お答えいたします。 直近ということですが、年度末ということで、平成27年の3月末の数字を報告させていただきます。 まず、光インターネットの加入世帯でございます。前年度末から120世帯増えまして799世帯、普及率から申しまして14.6%でございます。計画目標673世帯よりも126世帯多いというふうな目標達成をしております。 なお、計画目標と申しますのは、総務省の九州総合通信局の指導によります利用促進の取り組み計画というもので定めておるものでございます。平成24年度から27年度までの計画ということで定めておる分でございます。 それから、次にケーブルテレビでございます。こちらの加入世帯は前年度から61世帯増えまして313世帯、普及率は5.7%でございます。 こちらも計画目標230世帯でございましたけども、83世帯多いというふうなことでの、136%の達成率でございます。 目標達成率としましては、全体合計しますと123%ということで、目標はオーバーしております。 ちなみに27年度末現在の目標をですね、既に上回っておるということでございます。 ただ、夜須地区全体の目標から見ますと、ケーブルテレビとインターネット、同時加入というのがありますので、世帯数で見ますと885世帯でございます。全体の世帯数の16.1%というふうな数字となっておりますのでございます。 町としましてもサービス提供者の営業活動を支援しましてですね、これからもますます加入促進を図っていきたいと考えております。
議長	木村議員
木村議員	目標値に対する進捗状況としましては、たいへん良い報告ということで捉えております。 しかし現状は、加入率から言えば16%というですね、かなりまだ低いようでございます。 以前にも委員会か何かで質問をしたような気がするんですが、現在はスマートフォン、これがたいへん普及して、ネット環境の整備が整って、光インターネットの契約をする方がですね、なかなか伸びが少ないということですね、苦慮してありました。 この事業はさっきも申しましたように5年しか経っておりません。事業計画の段階ではですね、もうスマートフォンの普及もですね、もちろん想定できていたと思います。それでもやっぱり4億円というですね、大きな予算を投入して整備をされたということは、やはりそれなりの効果を期待して事業を起こされたことだと思います。 いくら交付金などが活用できて有利とはいえ、そもそもこの計画自体に無理があったのではないかと思うわけです。こういうふうな進捗状況を聞きますと。 4億もの予算が投入されたわけですが、やはり町の半分しか、今、整備ができておりません。その予算に見合うだけの効果が期待できるということで事業を起こされたと思うんですが、その辺りについて、どうお考えでしょうか、お尋ねいたします。
議長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 当時ですね、三輪地区は電気通信事業者による光ファイバーサービスが、既に提供されておりました。 ということで、もう三輪地区ではどんどん光インターネットが使えるという状況、片や夜須地区を見てみますと、光ファイバーを引く考えはないということで、やはりそこは採算性というものが考慮された分だと思うんですけども、事業者からします

	と、夜須地区はもう引かないよというふうなことでございます。 そうなりますと、夜須地区はいつまで経っても超高速のブロードバンド網は使えないというふうなことで、大きな情報格差があったわけでございます。 情報化社会の中で、情報は町づくりの一番の基本となるものでありまして、住民サービスにおきましても、また企業誘致に取り組むにしましてもですね、様々な不利益を被るということでございます。 ですから、この是正というのは最優先の課題ということで捉えられておったと思われます。 このようなことから平成22年度に地域情報通信基盤整備促進事業ということで、夜須地区の光ケーブルを整備したわけでございます。三輪地区はもう既にありましたから、夜須地区の光ケーブルの設置をしたというふうなことでございます。 これに伴いまして、筑前町全域が超高速ブロードバンドも使えるようになったということで、町の半分とかいうことではなくてですね、筑前町全体がそのサービスを受けられるようになったというふうなことで捉えております。 それともう1つの、約4億円という事業費ということでございますけども、国の交付金や合併特例債を活用しましてですね、これは、合併特例債で償還時に一般財源というふうな形で必要になるわけでございますけども、その部分まで計算しましても最終的な一般財源で筑前町の税金を使うのは1,800万余りというふうなことで、4億円の事業からしますと、非常に有利な事業展開ができたんだと思っております。というふうなことでですね、感じております。 ということで、一番大きな情報格差というふうなことの是正というのがですね、できたというのが最大の事業の目的達成の効果だと思っております。 それとスマートフォンについてですけども、計画がですね、平成20年度、21年度ということで計画をしておりました。そのときはまだまだスマートフォンは出るか、出始めかというふうな頃でございましてですね、まさかここまで価格設定も安くなってですね、電波もボンボン来るというふうな形、しかもアプリケーションもこんなに盛んになるというふうなことは、当時はちょっと想定できていなかったものだと考えております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	今、スマートフォンについてもですね、想定できていなかったということですが、2009年ぐらいに従来の携帯電話にインターネットができるタイプが出ましてですね、2010年からはもうスマートフォンが、初期が出ましてですね、やっぱりその頃のいろんな方の意見をインターネットとかで調べるんですが、やっぱりどの方も爆発的にスマートフォンが伸びていくということは、はっきりと明確に言われてあるんですよね。 だからそういったところで、何を判断基準にですね、それは国も含めてですけども、判断基準にですね、そういうことになったのかというのがですね、分からないところでございますが。 その当時の過去のことをですね、ここで今からどうのこうの言っても仕方ないことだと思っております。でも、4億円がいくら、この4.7%ですか、一般財源と言いましても、やはり4億円というお金がですね、実際にやっぱり税金から投入されとるということは事実なわけです。 しかも、じゃあ今から全部線をあげて返しますということももちろんできんことやけん、今からですね、どう言っても仕方ないことかもしれませんが、やっぱりまだその事業がなされて、始められて4年と10カ月ですかね、今しかになってないんです。もっと積極的に活用して、この投資に見合う効果を上げていただきたいと思うわけでございます。

	先ほど進捗状況の報告についてもですね、それが国の判断基準と目標値ということと言われておりましたが、果たしてそれがうちの町にとって適正な目標値であるかというのはですね、私は分からないわけですが、実際に16.1%の加入率ということであれば、やはり目標値を、うちの町独自の目標値を上方修正してでもですね、やっぱり臨むべきではないかなと考えるところでございます。 この事業は先ほど申されましたように、地域の情報通信の格差の是正ですね、これが一番の、解消するのが一番の目的のようですが、施策については、地域の総意を活かし、最も効果的で地域の特性に応じた整備がなされるべきというですね、これは国の方針ですね。明確に書いてあります。 本町では旧夜須地区の山間部ですね、全くインターネットが繋がらない地域や電波の状態が、テレビの電波の状態ですね、悪い地域が光ファイバーで繋がるようになってですね、当時の広報紙ですね、これを引っ張り出してきたんですけども。 長い間念願であった光インターネットができるようになりました。町のお蔭で本当にありがとうございました。こんな山の中でインターネットがサクサク動くようなんで夢のようです。若い者たちが特に喜んでおります。ということですね、住民の方の声を大きく載せてありました。ほんとコンピュータを前にして、家族のだんらんがですね、目に浮かぶようでございますが。 そこでお尋ねしたいんですが、当時のいわゆるブロードバンドゼロ地域において、そこを特定してみた場合に、どれぐらいの世帯が契約されておりますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 先ほど光ファイバーというふうなことでですね、光インターネットそれからケーブルテレビということでお話をさせていただきました。 その他の効果としましてですね、地デジ移行というアナログ放送廃止がございまして、その部分の解消というののも同時に行えたということが事業効果としてありますので、付け加えさせていただきます。 お尋ねの内容でございます。 ブロードバンドゼロ地域でございますけども、櫛木、三箇山、黒岩、坂根、上曽根田、下曽根田だけを見てもですね、光インターネットの加入を見ました。97世帯の内インターネット加入は62世帯でございます。加入率64%となっております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	64%ということで、私、もうちょっと悪い加入率かなと思っておったんですけど、意外と進んでいて安心しております。 このような地区にこそ、やっぱりしっかりと活用していただきたい、そう思うわけですね、やっぱり例えばインターネットを使ったら、残り36%ですね、まだ100%にいてないんですけども。 例えばインターネットを使ったら、生活のこういう部分がものすごく補えますよとかいうですね、そういう提案もしっかりしていただきたい。 これが、町が直接するものか、事業者の方が営業としてされるものかですね、そこはどちらでもあれなんですけど、やっぱりそういうことを住民の方にしっかりと伝えて、そういう地区にこそ、やっぱり100%を目指してですね、使っていただきたいと思うところでございます。 次の質問の加入促進の具体的な取り組みという部分でお尋ねいたします。 以前、町から職員の方を派遣して、加入促進にあたられたということを聞いたよう

	な記憶がありますが、現在は契約先の会社の、事業所の社員として雇用してあるということも聞いたような覚えがございます。もっと町も直接ですね、積極的にこれに関わってですね、携わって取り組むべきではないかと思うわけですが、その辺りをいかがお考えでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 町からの派遣ということでおっしゃいましたけれども、派遣ではございません。 実は福岡県の緊急雇用創出事業を活用しまして、サービス提供者であります株式会社メック、こちらのほうに委託しまして、ブロードバンドの加入促進のために行ったものでございます。 平成24年の11月から翌年の3月まで、2人を株式会社メックが雇用されましてですね、現在も継続雇用ということで、加入促進の強化が図られているところでございます。 雇用促進活動はですね、基本的には営利活動でございますので、株式会社メックが取り組むべき分野だと考えております。しかしながら、光ケーブルの有効活用という視点からですね、町のほうもその営業活動を全面的にバックアップしましてですね、加入促進を図ってきておりますし、これからも支援してまいるところでございます。 具体的にはですね、説明会でありましたり、インターネットのサクサクっと動く体験会とかですね、そのようなものを開催する場合には場所の提供、また、メック作成のチラシには、このメックという会社は怪しい会社ではありませんよと。町とこういうふうな光ケーブルを張って、それをサービス提供する会社ですよというふうな、補助事業の説明も加えたチラシを作成しております。 そのチラシの、例えば広報ちくぜんへの折り込みでありましたり、防災無線でのPR、また夜須地区に転入される方にはチラシの配布なども行っております。今後とも強化してまいります。
議 長	木村議員
木村議員	いろいろ説明会、体験会ですね、町も一緒になってされてあるということで、今月も確か決算委員会1日目やったですかね、コスモス前でですね、説明会、体験会をされるということで、ちょっと見に行きたかったんですけども、また次の機会にしたいと思います。 次の要旨の3番目でございます。 次の質問の町事業での活用、これについてお尋ねいたします。 この町が直接だからこその取り組みですね、これもあると思います。 例えば、先日篠隈団地が完成しましたが、この先も町営住宅の建設とかあるわけですが、前もって、加入云々は別にして、前もって配線などを入れとくとかですね、そういうふうな入居者が加入しやすい環境を整えたりですね、例えば、これから総合戦略推進会議などで空き家対策、これがですね、いろいろ議論されていくと思いますが、どのようになるか、現段階では明確にはなっていないと思いますが、空き家バンク、これも先日ちょっと話の中に出ておりました。 もし空き家バンクなどができた場合にですね、そのバンクを利用される方、利用者、この方が、町がですね、インターネットの加入料を例えば負担するとかですね、それとか町では近隣地域に大型商業施設、これが建って空き店舗、これが増えておりますが、この空き店舗を町で指定して、入居の際にインターネット費用の一部を助成するとかですね、そういう取り組みができないでしょうか。 インターネット環境というのは、商売にとっては本当に必要不可欠で、この大容量の安定したネット環境が整っていれば、この筑前町の田舎で商売しても、全国展開が

	できるわけです。 やはりそうなれば空き店舗も埋まって、空き店舗も埋まれば雇用が生まれ、また定住者も増え、やっぱり一石二鳥、三鳥、四鳥とかいう効果が得られ、もちろんこのインターネットの加入というのももちろん増えます。 そして、この事業のもう1つの大きな目的である地域の活性化ですね、これは事業の目的として謳ってあると思うんですが、これも促進されることであろうと思います。 このような観点からですね、やっぱり町ももうちょっと積極的にですね、そういうふうにご利用していただきたいと思うんですが、その辺りをどうお考えでしょうか、お尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	まず1点目の町営住宅の建設のときの話でございますけども、都市計画課のほうと連携を取りまして、もう既に建設する際にはですね、入居者の方が加入されるということ想定しましてですね、配管をもう既に工事の中で通しておるということはしております。これからもそのつもりでございます。 それから2点目の、空き家の有効活用などでございますけども、こちらは総合戦略においても、今、非常に議論されておるところでございます。 ですから、これはですね、やはり空き家とか空き店舗へ入居される際にはインターネット費用の一部を補助するということもですね、今後は調査研究して、検討していく価値はあるものと思われま。 おっしゃいますようにですね、もうそれこそ光ケーブルが通っているわけですから、店舗はもうちっちゃな自宅の一角であっても全国展開できるような仕事ができます。そういったふうなことで、空き店舗だけにとらわれずですね、移住、定住という対策においても、この光ブロードバンドが網羅されているというのは、非常に強みで訴えられることができるポイントだと考えております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	この町の事業の部分でですね、もう1点質問させていただきたいんですが。 東峰村でケーブルテレビ事業、これされてあります。東峰テレビさんですね。これが先日、朝倉広域地域と全国を繋ぐ地方創生番組、このフラット日本ですね、という番組で、本町で、依井で大きく事業展開されてある材木屋さんのイベントをですね、紹介してありました。 これは果たして町内のどれだけの方がご存じか分かりませんが、この地場産業の担い手が地域発信型、地域発信型のイベントをされるということでですね、この住民ディレクターとも通じるところがあるということで、やはり東峰テレビさん、また朝倉観光協会、これもしっかりと応援されているようでございます。 今まさに地域創生戦略の取り組みに合致するですね、形だと思うところでございます。筑前町においても、この朝倉観光協会とも連携して活動してあります。地域内においてですね、このようにして、町全部でですね、そういうことを応援できるような。そういうふうな取り組みを応援できるような展開がですね、できませんでしょうか、お尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 福岡県それから朝倉市と東峰村と筑前町共同で事業を行っております朝倉広域連携プロジェクトというのがあります。その中の1つにですね、朝倉の観光情報プラットフォーム構築プロジェクトというものがございます。この中の1つとして、先ほどおっしゃいました住民ディレクター養成というふうなことでですね、一生懸命取り組んで

	おるわけでございます。 ２６年度は朝倉観光協会のほうに委託しましてですね、養成講座を開催しました。筑前町からも１０名余りの方がですね、参加されております。 今度２７年度、今年度は、先ほど議員おっしゃいましたように、フラット朝倉という東峰テレビの番組枠を活用しましてですね、地場のいろんな地域でがんばっている紹介とかですね、いろんなものを番組化しております。 その受講生をですね、運営スタッフとしまして、実際に企画提案から番組編集までの番組制作を行っております。また、スタジオにも住民ディレクターの方登場されて、自ら動画を通して、情報発信をされているという実態がございます。 住民の方もですね、筑前町からは東峰テレビさんのほうに活発に参加してある方が６名いらっしゃいますし、町の職員も積極的に参加をしているところでございます。 いずれはそのノウハウを活かしまして、ケービレッジとも連携しまして活動できるんじゃないかなというふうなことも、若干視野に入れながらですね、現在の活動を活発に行っているところでございます。 また９月からはケービレッジ単独でもですね、投稿ビデオ募集ということで開始されましたので、これからこちらのほうもですね、ＰＲしていきたいと考えております。 やはり情報収集、発信という部分は、町の広報担当なり各課の担当者が情報を集めるというのも１つの方法でございますけども、やはり身近なところに彼岸花が咲いたよとかですね、そういう旬の、今日の朝の出来事というのを、住民の方が即投稿するというのが、非常に今からは全国的にも注目されている方向性じゃないかなと思いますので、これからも住民ディレクターしっかりと支援してまいりたいと考えております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	積極的に、なかなかやっぱ担当課としても考えて、されてあるということですね。しかし、そういうふうな情報を収集したとしてもですね、やっぱり配信できなければ、やっぱり地域の中に配信してですね、地域がやっぱり１つになるというですね、そこがないと、やっぱり情報を収集するだけでも、それはもういろんな取り組みをしても、自己満足、悪い言い方をすればですね、自己満足に終わってしまいますので、やっぱり配信するという部分でですね、これからしっかりと繋いでいってほしいと思いますので、よろしくお願いします。 それから、１点目の最後の、今後の事業展開という部分ですが、この事業の格差是正ですね、この目的である。それは、それまで繋がらなかった地域を交付金によって、繋がらなかったとこと繋がるとこと一定にするというだけではなくてですね、やっぱりいつか町長からも聞きましたが、ライフラインの一部としてしっかりと捉えておるということと言われてありました。 やっぱりライフラインということであれば、水道と一緒に、１分間に２０リッター供給できる地域と１０リッターしか供給できない地域とあったらいけないんですね、やっぱりライフラインというのはですね。 実際にどうかというと、そこに置き換えた場合にですね、やっぱり三輪地区においては先ほども申し上げられたように、民間事業者で対応されてあるとですね。 果たして、じゃあそのネット環境もいろいろありますから、どういう状態であるのか、これを私もちよっと把握しとらんわけですが。少なくともケーブルテレビによるこの町の情報をですね、いろんな流されてありますけども、その辺りやっぱり受け取れないんですね。やっぱり半分の方がですね。そういう部分について改善していく必要があると思いますが、そういう予定はありますでしょうか、お尋ねいたします。

議 長 町 長	町長 お答えいたします。 まず前段のですね、導入期の状況でございますけれども、夜須地区についてはADSLの加入地域であった。三輪地域については甘木を中心とした光ファイバーの布設地域であったということで、合併いたしました。ぜひともこの格差をなくさなければいけないということが1点でございます。 その中で、夜須地区の中にも下高場地域あるいは四三嶋地域がですね、非常にADSLが電波がinできないような状況にあったということで、強く光ファイバーの敷設を要望されました。 そういったことで、当時の議長さん等々ともですね、ぜひともこれをやるべきだということで、まず事業者のほうに、私も要請文を書きましたけれども、ぜひ民間事業所でやっていただきたいと、強く要望いたしましたけれども、もうそれは叶わないと。今は町レベルの規模では、光を引く布設する計画はないという返事をいただきました。 そのことについて、このまま格差を置いたままでいいのかと、特に若者、企業誘致においてですね、非常に不利益を被ると。特に言われましたように、事業所等がですね、光がないことに非常に不満を持っておられました。 そういった地域振興の面から、地域産業振興あるいは企業誘致の面から、あるいは若者のですね、レポートなんかも今は光で出すんだと、そういった時代だと。だから携帯があってもそれは無理なんだというふうな意見も頂いたところです。 若者が役場に電話することはまれなんですけれども、その件で私は4本ぐらいいただきました。 そういった状況の中で相談をいたしまして、有利な補助事業があると。やはり国のほうもですね、こういった情報の格差については是正しなければならないという、強い指針がございましたので、その補助金を活用して布設作業に入ったところであります。 ですから本来の目的は、光の布設でありました。その2次的な産物として、ケーブルテレビがセットでできるよという提案がございましたので、経費の面から考えまして、そちらのほうを導入しようという経緯でございます。 今後でもですね、ぜひぜひ、もっともっと普及させていって、ケーブルテレビ等ですね、パソコンよりもより簡単なんですね。より高齢者の方にも利用しやすいという利点がございます。より普及させていくように努力をしていきたいと思っております。 また、様々な補助事業等があればですね、そういったものも活用していきたいと、そのように考えます。以上です。
議 長 木村議員	木村議員 この件についての最後に、今の事業の契約業者さん、こちらと10年契約ですね。になっておると思います。今、半分終わったわけですが、ケーブルの使用料と年間の保守点検料、これが相殺ということみたいです。 これからですね、じゃあ10年経ってですね、この業者さんがですね、契約更新されないということがあるんじゃないだろうということで心配がありまして、1つはやっぱり異常気象ですね、これについてはいろいろ災害があって、ケーブルが切れたなとかなれば保険に入ってあってですね、そういうことになるそうでございます。聞いたら。 にしましても、やはり10年から以降というのは保守契約が多分増えてくると思います。保守料が増えてくると思います。

	それプラス、やっぱり契約に伸びがないということであれば、いや民間業者さんですね、やっぱり合わんということであれば、もうそれは契約はできませんよということですね、更新しきりませんということになると思いますが。 やっぱりこれだけ町が一生懸命進んで推進ですね、しておりますので、じゃあ10年目からは、はい、もう契約はできませんでしたから、テレビの機械は引き上げますと、次はプロバイダー、次は決まっております。そういうことじゃ、やっぱり済まないからですね、やっぱり今のうちからきちっと整備して、その辺りをきちっともう間違いなく契約が更新できます。10年目になって更新できますよということですね、そこを担保するものがやっぱり必要だと思うんです。 これは5年先のことで、まだこの時点で、今の時点で明確にお答えしていただくというのも難しいかもしれませんが、お考えがありましたらお願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	今おっしゃいます保守契約につきましては、議員おっしゃるとおり、施設の賃貸契約書との相殺ということで、実際には契約の金額はありますが、歳出はしておりません。 今、業者との契約につきましても、10年間という長いスパンでやっております。IRU方式というやり方によりまして、業者の選定を行っているところです。この方式というものは、関係当事者の合意がない限り契約を破棄することはできないものになっています。 ただ、先ほど申しますように、どういうことがあるか今のところ分かりませんが、契約の更新ができないということは考えにくいわけですが、更新ができない場合についてはですね、他の業者へのスムーズな移行を協議していくというような考え方を持っております。もうそういうふうなやり方しかないというふうに考えております。 それから、先ほどから言われますように、将来的なことはまだ分かりません。まだ5年目です。 継続して取り組んでいくためには、現時点における問題点の解決というのも1つのやり方だと思っております。放送サービスのですね、難聴区域のエリアの解消を求めていくためにつくったものですから、その点において検討していく必要があると思いますし、また契約更新時につきましては、問題点を再検討してですね、5年先になりますが、検討して、実情に合った方法での、継続した情報格差是正に取り組んでいくという方針でございます。
議 長	木村議員
木村議員	IRU方式ということで聞いてですね、契約自体についてはちょっと安心したところもあるんですが。 やはりほんとに今言われたように、どうなるか分からんということですね、これ契約の日いちというのは1日もずれんでそこで決まっていますから、そこに行って考えるじゃなくて、やっぱり先手先手でですね、万が一にも住民の皆さんに、やっぱり契約者に不利益がかからんようにですね、対策をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、続きまして2点目の適正な動物の飼養について、ということでお尋ねいたします。 近年、犬猫などのペットを飼う家を多く見かけます。ストレス社会、高齢化や一人暮らしの家庭の増加など、社会的な背景が要因になっている部分があると思います。 ある全国規模のペット協会の調査では、生活に癒しと安らぎを求めてという理由がですね、一番このペットを飼われる理由として多いそうでございます。 かわいいペットたちは本当に日々のストレスを和らげてくれて、予防医学の面から

	も副交感神経に直接作用して、効果をもたらしてくれるそうでございます。 このペットを飼育されている家庭のですね、50%以上がですね、夫婦の会話が増えたとかですね、そういう良い効果もあるそうでございます。 そのように飼い主にとってはものすごくペットというのはいいんですが、ちょっと飼い方を間違えると異常繁殖であったり、良好な生活環境を損なったり、餌代などで家計を圧迫したり、隣近所とトラブル、これがですね、発展したケースをよく耳にするところでございます。 そこで本町におけるですね、犬、猫、その他のですね、飼養状況、実態ですね、適正な管理指導ができておりますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	犬猫の飼養につきましては、飼い主が動物に愛情を持ってかわいがることはもちろん、マナーを守って適正な管理のもと終生飼養に努めなければなりません。 まず、犬の飼養実態ですが、生後90日以上犬は一生に1回の登録と、毎年狂犬病予防法に基づく予防注射が義務付けられております。これは近年よく見られます、室内で飼っていてめったに外に出さない場合や小型犬についても必要となります。 筑前町では昨年1935頭の登録があり、その内1173頭が予防注射を受けておりまして、接種率は61%でございます。 予防接種を受けていない犬に関しまして、既に死亡している場合や飼い主の変更があった場合、この届け出依頼も含めてですね、再通知をしているところです。 また、マナーにつきましては、ご存じのとおり、犬の放し飼いは禁止でございます。散歩時にはリードを付けて、糞の後始末は飼い主の責任で持ち帰りを周知徹底しているところでございます。 放し飼いにつきましては、基本的に県の機関であります北筑後保健福祉環境事務所、いわゆる保健所でございますが、こちらに連絡を取り、犬の放し飼い、飼い主が判明した場合には、犬の係留の指導を行ったり、引き取りまでの抑留の対応をお願いしているところでございます。 近頃は犬の放し飼いについて、ほとんど見られなくなりましたが、糞の後始末につきましては、残念なことに、まだ持ち帰られない方もいまして、繰り返し行われる場合には、注意喚起の看板を設置しているところでございます。 また、飼い方、マナーについてですけど、町の広報紙や防災行政無線、これで定期的に周知しております。その他にも保健所の主催で犬のしつけ教室を開催し、マナーアップに努めているところでございます。 猫につきましては登録制ではないため、飼養頭数は不明でございますが、他人の迷惑にならないよう、また道路上で交通事故に遭わないように室内で飼養することと、首輪や迷子札の装着の必要性を、こちらも町の広報紙、防災行政無線で周知しております。 しかしながら、猫につきましてはですね、法律上犬と異なるため、放し飼いが見られる状況にあります。
議 長	木村議員
木村議員	この取り組み、実態ということでですね、私お尋ねしたかったのは、平たく言えば野良猫とかですね、よく聞くんですよ、最近ですね。地域内において、本当に野良猫が困っとるっちゃが、どげんかできんねということでですね、やっぱりそういうふうですね、住民の方からの相談、こういうのが大体どの程度ですね、寄せられてあるんだろうかと思ってですね、その部分をお聞きしたいんですが。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	町内におきまして、昨年度犬、猫に関しての相談で対応した件数、こちらにつきま

	しては、犬が6件、猫が3件でございます。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	件数だけ聞けばですね、ものすごく少ないようですが、ほんと私いろんなところで話をしましてですね、地域内でいろんな住民の方と話しまして、かなりあります。 もうこの中でもですね、今、中におられる方、本当に多くの方が、自分が直接そういう体験をされたとか、近所でそういう話を聞いたとか、多分にしてあるあられると思います。 やっぱりそういうことですね、常日頃どうかせないかん、どうかせないかんって思っと思ったんですが、やっぱり今言われたように、ほんと条例等ですね、きちっとできないと、猫を結局リードとかで繋いどきなさいというような、そういう指導ができないということですね、そういうあれに発展しておるということでございます。 すみません。時間のほうもありませんので急ぎますけども、犬猫ですね、これに特化して言えば、やっぱり愛犬家、愛猫家の方が多くて、それぞれの愛護団体とかNPO団体ですね、これなんかもよく近隣では耳にしておりますが、その時々細心の高いスキルをもってですね、やっぱりそういう活動をされてあると思います。 本町で動物福祉は、適正な飼養についての取り組みをこれから考えていく上で、そのような団体の方との連携、これは有効なことだと思いますが、そのあたりをどう捉えてありますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	これまで町内におきまして、民間の動物愛護団体がなかったように思われます。しかしながらですね、今年7月に町内におきまして、シッポお助け隊との名称で、動物愛護団体が設立され、犬猫の殺処分ゼロを目指すことや、町民と子どもたちに命の大切さを伝えるなどの活動を目的として掲げ、現在隊員募集をされている状況でございます。 町も庁舎に募集チラシを備えたりして、これからの活発な活動をお願いするとともに、できる範囲での協力をしたいというふうにと考えるとござります。
議 長	木村議員
木村議員	私、先ほど地域ですね、猫の問題について、いろいろ相談があつていますということでは申しましたが、先日もありました。 早速環境防災課にお願いしまして、窓口に行きましてお願いしたわけですが、すぐ訪問をしてくれてですね、その地域に行っていて、ここが原因であるだろうという家を探していただいて、適正な飼い方の指導をしていただきました。 その職員の方はですね、以前にも別の案件で一緒にしていただいたんですが、ほんとそのときに一緒にお手伝いいただいた地域のボランティアの方もですね、この職員さんはようがんばってくれるねって、ということですね、しっかりとしてくれるねということではあつたんですが。 実際にはですね、やっぱり1回では終わらないんです。それがですね、やっぱりいろんな括りが、条例の括りとかいろんなものがあつて、強制的にしたいけどできないと、だから何度も何度も足を運ばないといけないという状況があるんです。 だから、やっぱり動物愛護管理法でもですね、書いてありますけども、ちょっと時間がないので、かいつまんで申し上げます。 動物の適正な取り扱いについて、愛護に関する事項を定めて、人の生命、身体及び財産に対する侵害、並びに生活環境の安全上の支障を防止し、人と動物の共生を図ることを目的とするということですね、第1章、第1条に動物愛護法を書いてあるわけでございます。 やっぱりこれはもちろん、じゃあそれは飼い猫なのか野良猫なのかということでは

	すね、いろんな条例とかが適用できる、できんとあると思いますが、これは動物愛護条例ですから、やっぱりそれは全部が適用できると、私は考えるわけですが。 これはどうでしょう、町で単独にですね、こういうふうな条例を制定して取り組むということがですね、できませんでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	先ほど議員申しました動物の愛護及び管理に関する法律、これに基づきまして、福岡県のほうが、動物の愛護及び管理に関する条例というものを制定しております。 このことによりまして、犬猫を含む動物に関しましては、県条例を準拠しまして、当面は保健所や獣医師界、そして動物愛護団体と連携して、取り組みを進めたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	木村議員
木村議員	ぜひですね、条例がなくてもですね、やっぱりできればそれでですね、問題ないんですけれども。やっぱり取り組みをやっていく上で、それが無いがためにですね、ほんのもののすごく大きな、今は町も一生懸命少ない職員でがんばっております。そういった中でですね、活動が有意義になるようにですね、やっぱり効果をしっかりと出せるように、やっぱり条例を制定せないかんといったら、やっぱりそういう方向で検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 最後の質問でございます。 避妊、去勢等に対する補助金について、これをお尋ねいたします。 先ほどから申し上げているように、不適切な飼い方ですね、ほんと猫なんかはどんどん増えております。もう犬もですが、それが増えたことによって、近隣との良好な関係が崩れたりですね、ということも何件も聞いております。 やっぱり福岡県の犬猫の殺処分数、これはネットのほうで調べてみたんですけれども、25年度が出とったんですけれども、約6千匹、すごい数でございます。ほんとかわいそうな話ですよ。もう人間の都合でですね、これだけのたくさんの命が奪われておるということで、ほんときちっとした適正な管理ができておけば、奪われなくていい命がですね、5千も6千もって、すごい数です、これ。ほんと亡くしております。ほんと勝手なことだと思っております。 猫であれば1回に5匹ぐらい、いろいろありましようけど、猫であれば1回に5匹ぐらいの子を産むそうです。これが最大で年に4回妊娠するですね、子どもを産む個体もおるそうです。近親交配もしますから、一組のカップルがいたら、計算したら20匹から30匹って、管理してなければですね、餌をやるばかりだったら、そうなるんですよ。 やっぱりそうやって増えた猫なり犬なりですね、そういうふうな個体については、やっぱり健康を損ねたですね、健康を損ねて、そこでその場で死ぬ個体もおるそうです。 そこで近隣自治体はですね、避妊、去勢に対してですね、不妊、去勢に対して補助金、これを充ててですね、取り組んであるところもあるそうでございますが、この補助金についてですね、本町でもぜひ検討していただきたいと思うわけですが、どうお考えでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	平成25年度に県内の保健所等に持ち込まれて殺処分された犬猫は、啓発活動や民間団体による譲渡活動の成果で、10年前から約7割減少したと言われております。 その中で猫の処分数は、犬に比べてペースが鈍いもので、なかなか進まない状況です。 理由としまして、捕獲が難しい、飼い主がいない猫に対し、無責任な餌やり等の行

	為で繁殖し、そのため数が減らないと思われます。 こういった猫の過剰繁殖を抑制するには、先ほど言われました猫の不妊、去勢手術が効果的と聞いておりますが、現在の町の職員体制等を考えますと、猫の捕獲など対応が厳しい状況でございます。 近隣の例としましては、朝倉市の例ですが、以前から甘木公園に生息する複数の飼い主のいない猫、この対策に苦慮していたということで、一代限りの命を全うさせるため、また、飼育される見込みのない子猫を増やさないため、昨年度より市内に住所を有する個人が、市内に生息する猫の不妊、去勢手術を市に申請されれば、動物病院で手術を受けることができると。その際の手術費の一部で、5千円の補助金を交付する制度を始めております。 本町におきましては、先ほど申しました動物愛護団体が設立されたばかりでありまして、飼い主のいない猫の実態も、これから徐々に詳しく分かっていくことが期待されると思います。 今後このような補助制度も視野に入れまして、検討していく必要があるというふうを考えております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ぜひ、前向きに検討をお願いします。 ほんと7割減ということですね、私も調べました。ほんとこれは減つとるということで、がんばっておるということですね、関係者の方の努力も十分分かるんですが、その7割減がいいということではない、7割減やっても、やっぱり5千、6千という尊い命がなくなっておるわけですから、ぜひ、早急にですね、ほんと1日あれば何十頭、何百頭って助けることができるんです。 先ほど言われてましたように、近隣地域ですね、そういう補助金を、5千円だしてされてあるということで、やっぱり福岡のほうでも聞きますけども、耳をなんかV字型に切るそうですね、そういうふうな処置をですね、きちっとした個体についてはですね。 そういうふうな取り組みがあるそうでございますので、後手後手にならんようにですね、まだうちの町ではですね、そういう問題が大きくなってきてから、なっていないからではなくてですね、なっていないからこそ、今をスタートしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。
議 長	これにて6番 木村博文議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了しました。 明日は一般質問の最終日です。午前10時より開始します。 本日は、これにて散会します。どうもお疲れでございました。 (14:46)